SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

＜輪島市は「SDGs 未来都市」です＞

第４次輪島市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

世界農業遺産「能登の里山里海」を代表する「白米の千枚田」を、太陽光により発電し自動点灯する LED 電球 25,000 個で装飾した、夜を彩る壮大な輝きが魅了するイルミネーションイベント「**あぜのきらめき**」は、自然景観と再エネ、観光が共生する本市の代表的な再エネ活用事例

2023（令和５）年３月改定

輪島市

■目次

第１章　計画策定の背景……2
　　1 地球温暖化対策を巡る国際的な動向
　　2 地球温暖化対策を巡る国内の動向
　　3 計画改定の趣旨

第２章　計画の基本的事項……7
　　1 計画の位置付け
　　2 基本的事項

第３章　温室効果ガス排出量の状況等…… 12
　　1 温室効果ガスの排出状況

第４章　温室効果ガスの排出量の削減目標…… 18
　　1 目標設定の考え方
　　2 温室効果ガスの削減目標

第５章　目標達成に向けた取り組み……20
　　1 取り組みの基本方針
　　2 具体的な取り組み内容

第６章　進捗管理体制と進捗状況の公表……37
　　1 推進体制
　　2 点検・評価・見直しの手法
　　3 職員に対する研修等

＜参考資料＞
　　1　輪島市地球温暖化対策推進員設置要領…… 39
　　2　輪島市事務・事業対象施設一覧表……40
　　3　温室効果ガス排出量の算定における排出係数……45

コラム

地球温暖化のしくみ

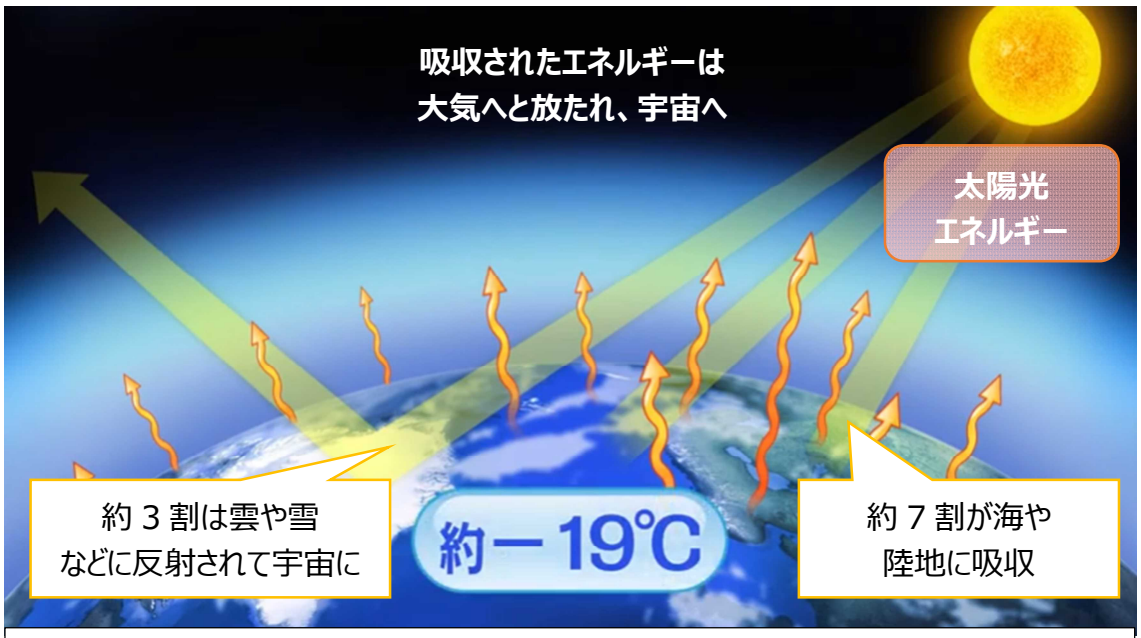

太陽の光のエネルギーの約３割は雲や雪などに反射されて宇宙に戻り、約７割が海や陸地に吸収されます。吸収されたエネルギーは大気へと放たれ、宇宙へと逃げていきます。仮にこのエネルギーが何にも遮られず逃げていくとしたら、地球の平均気温は約-19℃となり、人が暮らしにくい環境となります。

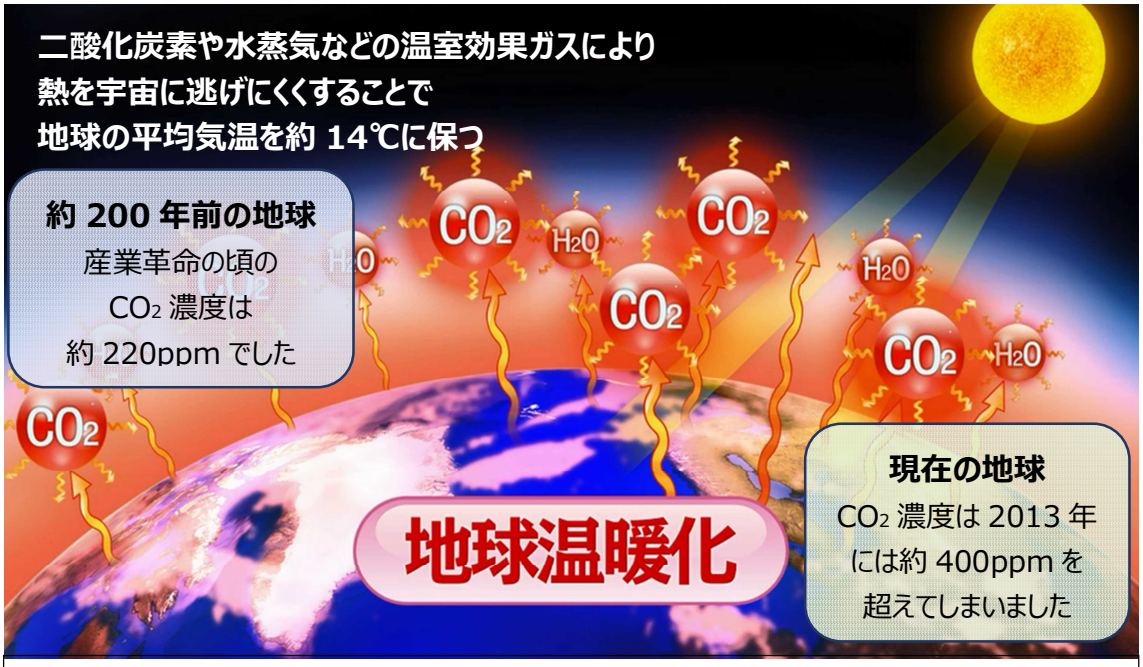

産業革命以降、石炭や石油を使って多くの二酸化炭素を排出したことで、熱が宇宙により逃げにくくなり

➡ **結果、温室効果が強くなり地球温暖化**

第１章　計画策定の背景

１　地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015（平成 27）年 11 月から 12 月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21（国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議）が開催され、京都議定書以来 18 年ぶりに新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。この中において、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」が掲げられました。

2018（平成 30）年に公表された IPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、２℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO2 排出量を 2050（令和 32）年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050（令和 32）年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

また、2022（令和４）年４月５日、IPCC 第６次評価報告書第３作業部会の報告書が発表され「現時点の各国表明の排出削減目標では、世界の平均気温上昇は産業革命前から 1.5℃を超える可能性が高い見込みである」と警告し、「その達成のためには、世界の温室効果ガス排出量を遅くとも 2025（令和７）年には頭打ちにする必要がある」と指摘すると同時に、各国で気候変動対策がとられてきていることや再生可能エネルギーのコストが急速に低下し、化石燃料のコストを下回るようにもなっていることなどをあげ、あらゆるセクターの大規模な削減対策が必要だとしています。

2022（令和４）年 11 月には COP27 が開催され、気候変動対策の各分野における取組み強化を求める全体決定「シャルム・エル・シェイク実施計画」、2030（令和 12）年までの緩和の野心と実施を向上するための「緩和作業計画」が採択されました。加えて、気候変動の悪影響により損害と被害を受けた途上国の支援基金創設、この資金面での措置の運用化に関して COP28 に向けて勧告を作成するため、移行委員会の設置が決定されました。

コラム

Intergovernmental Panel on Climate Change
（気候変動に関する政府間パネル）

■1988 年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により設立された政府間組織。
■現在の参加国は 195 か国、事務局はスイス・ジュネーブ。
■地球温暖化に関する科学的、技術的、社会経済学的な見地からの包括的な評価を、各国の政策決定者等に提供。政治的判断は行わない。
■総会の下に、以下の部会等を設置。
　第１作業部会（WG1）：科学的根拠
　第２作業部会（WG2）：影響・適応・脆弱性
　第３作業部会（WG3）：緩和策
　インベントリ・タスクフォース（TFI）：排出量算定方法の開発・改善

コラム

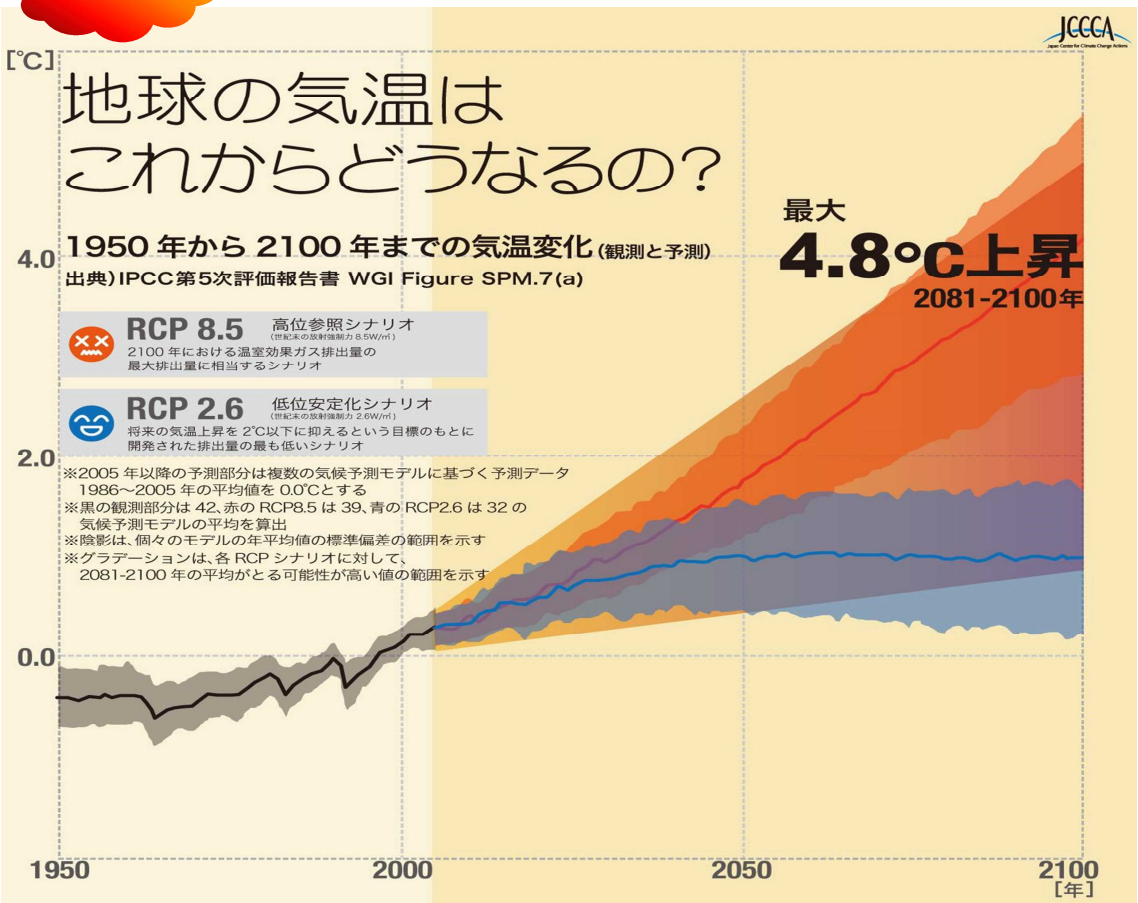

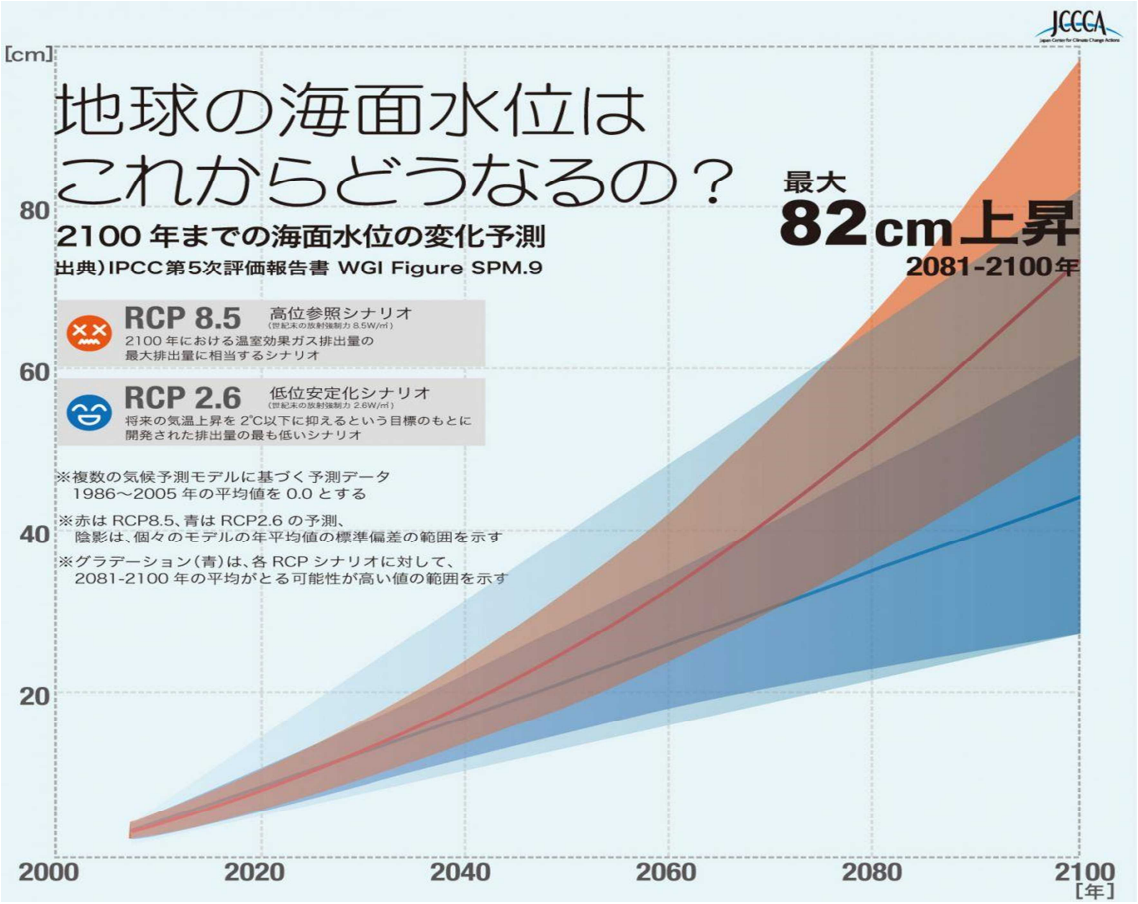

出典：全国地球温暖化防止活動推進センターWEB サイトより

2　地球温暖化対策を巡る国内の動向

我が国は、2020（令和 2）年 10 月に地球温暖化対策は経済成長の制約ではなく、積極的に地球温暖化対策を行うことが産業構造や経済社会の変革をもたらし大きな成長につながるという考えの下、成長戦略の柱として経済と環境の好循環を掲げて、グリーン社会の実現に最大限注力するとともに、温室効果ガス排出を全体としてゼロにする、2050（令和 32）年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。

2021（令和 3）年 6 月に公布され 2022（令和 4）年 4 月から施行された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 54 号）では、2050（令和 32）年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置づけ、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取り組みやイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、2021（令和 3）年 6 月、国・地方脱炭素実現会議 において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時の ZEB 化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置づけられています。

2021（令和 3）年 10 月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5 年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050（令和 32）年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030（令和 12）年度において、温室効果ガスを 2013（平成 25）年度から 46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030（令和 12）年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も同月に行われました。温室効果ガス排出削減目標を 2030（令和 12）年度までに 50%削減（2013 年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物の ZEB 化、電動車の導入、LED 照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

「2050（令和 32）年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019（令和元）年 9 月時点では、わずか 4 地方公共団体でしたが、2023（令和 5）年 2 月末時点においては 871 地方公共団体と加速的に増加していて、県内では、石川県をはじめ本市を含む 13 自治体が表明しています。なお、表明地方公共団体の人口を、都道府県と市町村の重複を除外して合計すると、 1 億 2,455 万人を超える計算になります。

世界のエネルギー起源 CO_2 排出量（2020 年）

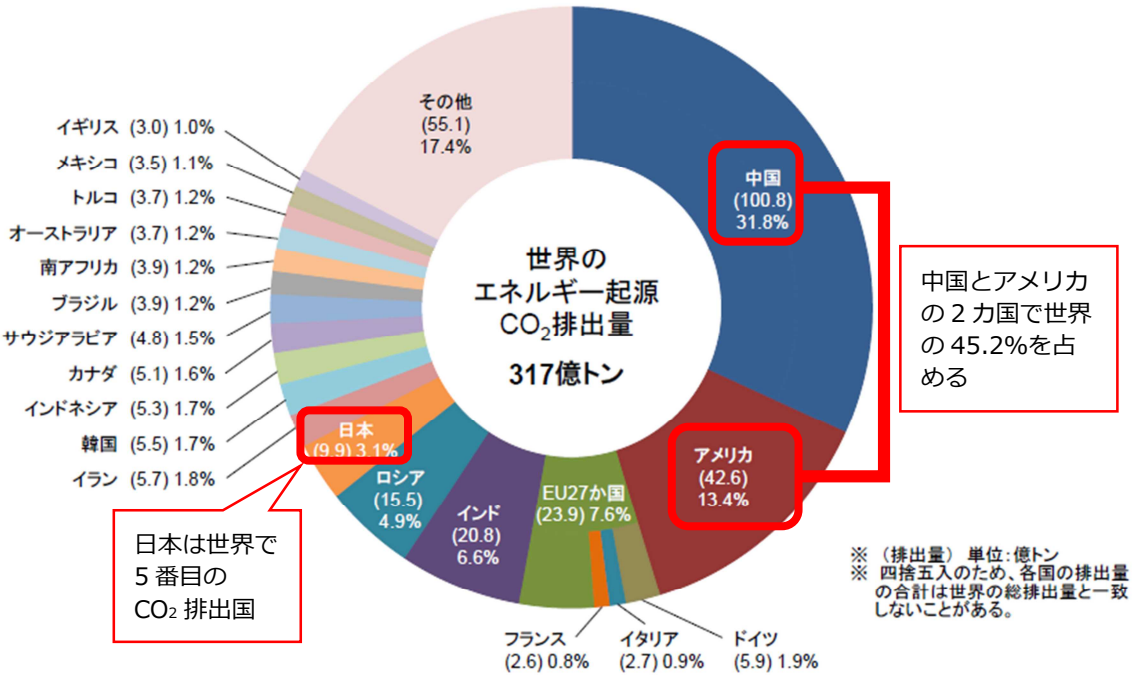

出典：IEA「Greenhouse Gas Emissions from Energy」2022Edition を元に環境省作成

日本の CO_2 排出量の推移

- **2020 年度の総排出量は 11 億 5,000 万トン（CO_2 換算）**
- **前年度比：－5.1%、2013 年度比：－18.4%**
- **2014 年度以降 7 年連続で減少。排出量を算定している 1990 年度以降最少。3 年連続で最少を更新**

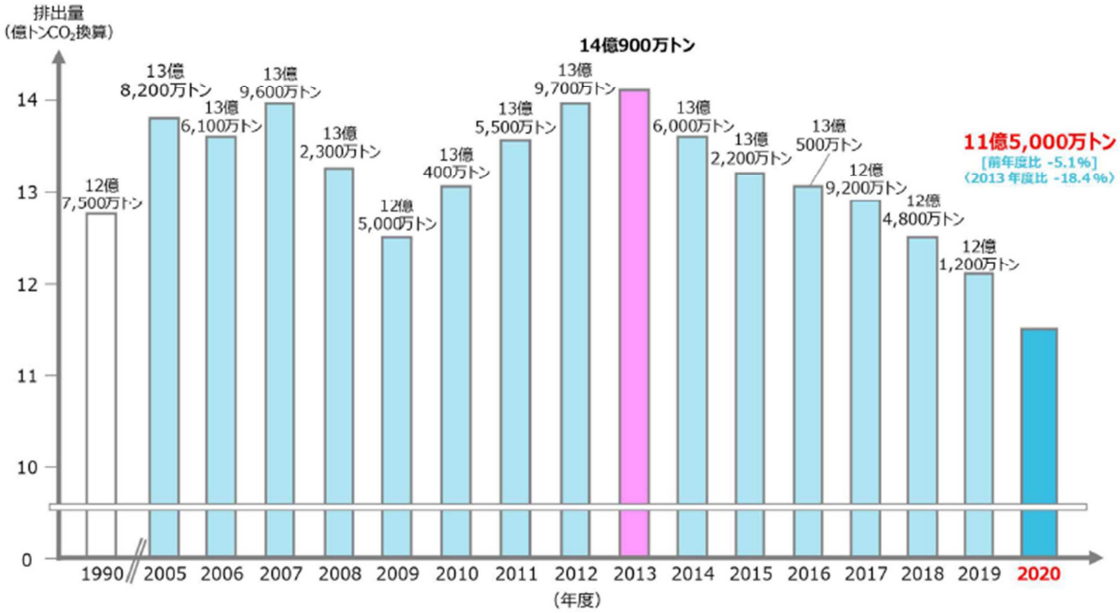

出典：環境省「温室効果ガス排出・吸収量等の算定と報告」より

3　計画改定の趣旨

本市では、長い農耕の歴史に培われた伝統文化や祭礼、慣習が一体となり、自然と調和した農林水産業と人の営みが育んできた「能登の里山里海」が世界農業遺産に認定されており、その象徴たる国名勝「白米の千枚田」をはじめ、伝統工芸「輪島塗」、日本三大朝市「輪島朝市」など世界に誇る類い希な地域資源を多く有しています。

この大切な地域資源を未来に継承していくには、異常気象が世界各地で発生する要因とされる地球温暖化問題を人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題のひとつと捉え、気候変動対策の必要性を深く認識し、着実に実施していくことが極めて重要となっています。

本市では、市役所の事務及び事業に係る温室効果ガスの排出を抑制するため「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）」に基づき、2000（平成 14）年 3 月の「輪島市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」策定から、以降、第 4 次計画まで策定し、地球温暖化対策や環境に配慮した取り組みを行ってきました。

こうした中、2021（令和 3）年 10 月に改定された国の地球温暖化対策計画において、2030（令和 12）年度の温室効果ガスを 2013（平成 25）年度から 46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標が示されました。

そして、本市は 2022（令和 4）年 5 月に内閣府の SDGs 未来都市に選定され、2022（令和 4）年 6 月に市民の皆様や事業者の皆様とともに持続可能な住みよいまちづくりを目指し、2050（令和 32）年までに市内全体における温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」を表明しました。

これらの国の動向や本市の方針などを踏まえ、今回、第 4 次輪島市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を改定（以下「本計画」という。）することとしました。

「地球温暖化対策計画」改定（2021 年 10 月閣議決定）

「2050 年カーボンニュートラル」、2030 年度 46%削減目標の実現へ
※2030 年度目標：温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続ける

＜主な対策・施策＞

■再エネ・省エネ
- 自治体が促進区域を設定し地域に裨益(ひえき)(助けとなり役立つ)する再エネ拡大
- 住宅や建築物の省エネ基準への適合義務付け拡大

■産業・運輸
- 水素・蓄電池など重点分野の研究開発及び社会実装、イノベーションを支援
- データセンターの 30%以上省エネに向けた研究開発・実証支援

■分野横断的取り組み
- 2030 年度までに 100 以上の「脱炭素先行地域」を創出（地域脱炭素ロードマップ）
- 優れた脱炭素技術等を活用した、途上国等での排出削減

出典：国の地球温暖化対策計画より

２章　計画の基本的事項

１　計画の位置付け

本計画は、事務事業に関する温室効果ガス排出量の削減及び吸収作用の保全及び強化のための措置として、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、国の定める地球温暖化対策計画及び第２次輪島市総合計画（後期基本計画）に即して策定します。

図表１　＜計画の体系＞

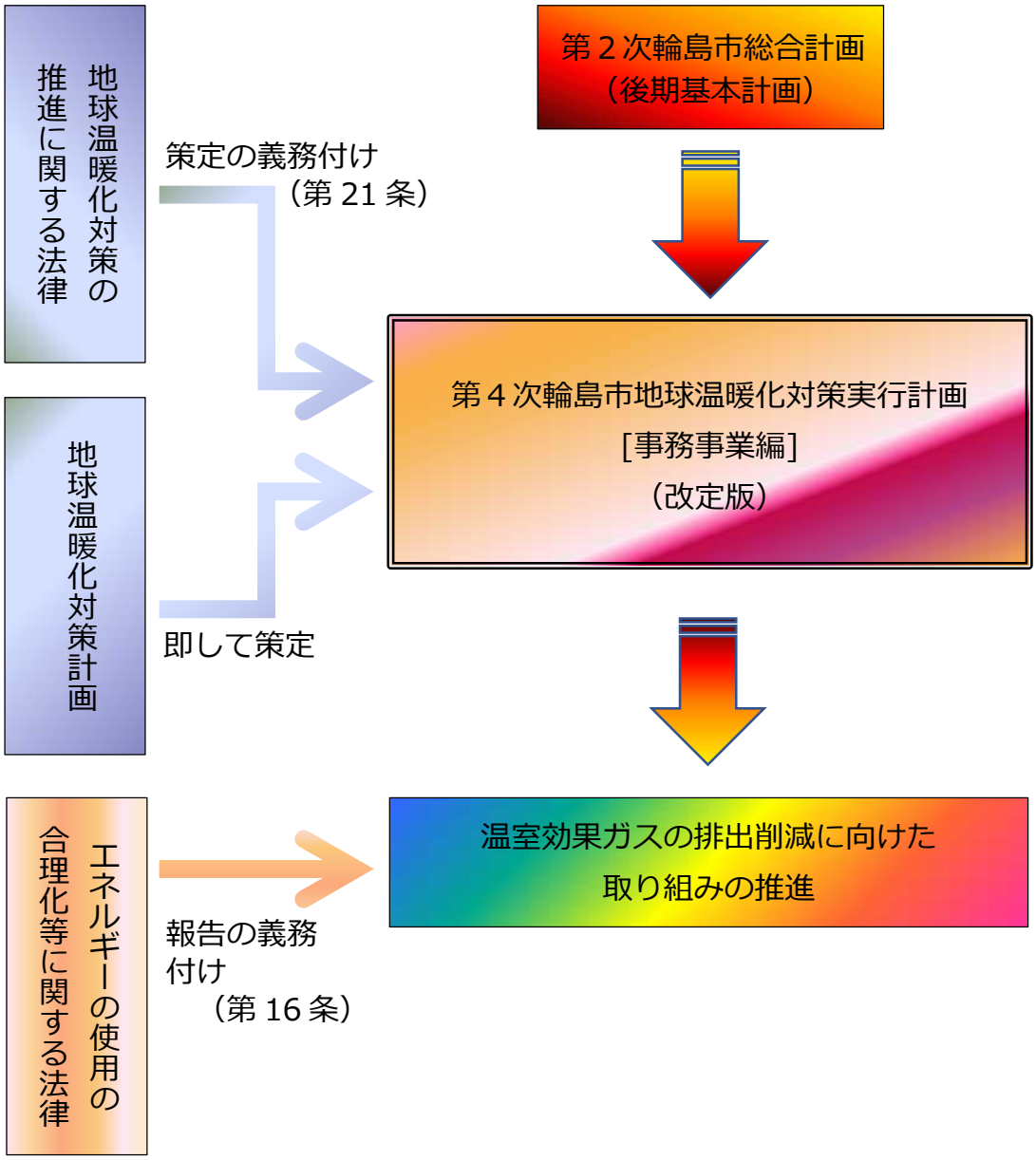

2　基本的事項

（1）計画の期間

2018（平成 30）年度に策定した第 4 次計画（以下「旧計画」という。）は、当該年度を計画推進の初年度とし、2022（令和 4）年度を中間目標年次、2030（令和 12）年度を目標年次とする、13 年間を計画期間としています。

旧計画では、2022（令和 4）年度の中間目標の達成状況を受けて、2023（令和 5）年度に見直すこととしていますが、社会情勢や法規制等により計画の前提が大きく変わるような変化が生じた場合は、計画の見直しを行うこととしていて、今回はこれに基づく一部改定であるため、全体の計画期間と目標年次については変更しないこととしました。

なお、今回の計画改定から目標年度までの中間にあたる 2026（令和 8）年度に、必要に応じ、計画の見直しを行うものとします。

図表２　＜計画期間のイメージ＞

項　目	年　度								
	2013	･･･	2018	･･･	2022	･･･	2026	･･･	2030
期間中の事項	基準年度		計画開始		**計画改定**		計画見直し		目標年度
計画期間									

（2）計画の対象範囲・施設

本計画の対象範囲は、市長部局（本庁、門前総合支所、町野支所等）、教育委員会、上下水道局、輪島病院、輪島消防署等の市が実施する全ての事務・事業とします。

また対象とする施設は、市が所有又は賃借する全てのものであり、公用車や道路照明、施設内外灯のほか、外部への委託や指定管理者に管理運営を行わせている施設を含めます。

ただし、公営住宅等の個人の生活に伴う施設は、対象外とします。

なお、これらの対象施設等は、今後見込まれる組織改編等も踏まえ、計画の進行管理の中で必要に応じて見直すものとします。

対象施設の詳細は、参考資料を参照してください。

図表３　＜事務事業編と省エネ法における対象組織の整理＞

<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="2">組織に係る分類</th><th rowspan="2">事務事業編の対象範囲</th><th colspan="3">省エネ法におけるエネルギー管理を行う組織※1</th></tr>
<tr><th>首長部局</th><th>首長部局以外</th><th>備考</th></tr>
<tr><td rowspan="13">都道府県、市町村及び特別区</td><td colspan="2">首長部局</td><td rowspan="13">○</td><td>○</td><td>×</td><td>首長部局がエネルギー管理を行います。</td></tr>
<tr><td colspan="2">議会</td><td colspan="2">○</td><td>首長部局がエネルギー管理を行います。ただし議場等の管理者が設置されている場合には、当該管理者がエネルギー管理を行います。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">行政委員会</td><td>公安委員会（警察組織）</td><td>×</td><td>○</td><td>都道府県警察本部がエネルギー管理を行います。</td></tr>
<tr><td>教育委員会</td><td>×</td><td>○</td><td>教育委員会がエネルギー管理を行います。</td></tr>
<tr><td>収用委員会</td><td>×</td><td>○</td><td>収用委員会がエネルギー管理を行います。</td></tr>
<tr><td>その他委員会※2</td><td>○</td><td>×</td><td>首長部局がエネルギー管理を行います。</td></tr>
<tr><td rowspan="8">地方公営企業</td><td>水道事業（簡易水道事業を除く）※3</td><td colspan="2" rowspan="8">○</td><td rowspan="8">地方公営企業に管理者が設置されている場合には、地方公営企業がエネルギー管理を行います。
管理者が設置されていない場合には、首長部局がエネルギー管理を行います。</td></tr>
<tr><td>工業用水道事業※3</td></tr>
<tr><td>軌道事業※3</td></tr>
<tr><td>自動車運送事業※3</td></tr>
<tr><td>鉄道事業※3</td></tr>
<tr><td>電気事業※3</td></tr>
<tr><td>ガス事業※3</td></tr>
<tr><td>その他事業※4</td></tr>
<tr><td rowspan="3">組合・財産</td><td colspan="2">一部事務組合</td><td>○</td><td>×</td><td>○</td><td rowspan="3">各団体がエネルギー管理を行います。</td></tr>
<tr><td colspan="2">広域連合</td><td>○</td><td>×</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="2">財産区</td><td>×※5</td><td>×</td><td>○</td></tr>
<tr><td rowspan="5">その他</td><td rowspan="4">地方公共団体が出資する法人</td><td>地方住宅供給公社</td><td rowspan="4">×※5</td><td rowspan="4">×</td><td rowspan="4">○</td><td rowspan="5">各団体がエネルギー管理を行います。</td></tr>
<tr><td>地方道路公社</td></tr>
<tr><td>土地開発公社</td></tr>
<tr><td>その他の地方公社</td></tr>
<tr><td>第三セクター企業</td><td>×※5</td><td>×</td><td>○</td></tr>
</table>

○：　該当する　　×：　該当しない

※1：経済産業省資源エネルギー庁「改正省エネ法における地方公共団体のエネルギー管理の範囲について」を参考に作成。

※2：公安委員会、教育委員会、収用委員会を除く、行政委員会制度に規定する行政委員会（選挙管理委員会、人事委員会・公平委員会、監査委員、地方労働委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会）。

※3：地方公営企業法第２条第１項に規定する地方公営企業。

※4：地方公営企業法第２条第１項に規定するものを除く、地方公営企業（船舶事業、簡易水道事業、港湾整備事業、病院事業、市場事業、と畜場事業、観光施設事業、宅地造成事業、公共下水道事業、その他下水道事業、介護サービス事業、駐車場整備事業、有料道路事業、その他事業（有線放送等））。

※5：事務事業編の策定義務がないため事務事業編の対象外となりますが、関係する地方公共団体の事務事業編の対象範囲に含めることは妨げられません。

出典：環境省　地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアルより

図表４　＜契約・管理運営形態に応じた取り組みの推進方法の整理＞

<table>
<tr><th colspan="2">契約・管理運営形態</th><th>温室効果ガスの排出量削減等の取組の推進方法</th><th>備考</th></tr>
<tr><td colspan="2">直営</td><td>自ら措置を講ずる</td><td>施設の所有権を持つ地方公共団体が自ら温室効果ガスの排出量削減等の措置を講じてください。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">委託</td><td>地方自治法に基づく事務の委託</td><td>受託者に対して措置を講ずるよう要請する</td><td>地方自治法に基づく事務の委託では、委託者は当該事務の管理執行権限を失い、法令上の責任は受託者に帰属するため、当該事務の委託者である地方公共団体は、受託者である他の地方公共団体に対して温室効果ガスの排出量削減等の措置を講ずるよう要請してください。</td></tr>
<tr><td>民法に基づく業務委託</td><td>受託者に対して措置を講ずるよう要請する</td><td>地方公共団体が受託者に対して温室効果ガスの排出量削減等の措置を講ずるよう要請してください。
委託契約期間中の事務・事業については、業務報告へのフィードバック等を通じて「任意の協力要請」を行ってください。
今後新たに委託契約が締結又は更新される事務・事業については、委託仕様書や契約書等に温室効果ガスの排出量削減等の措置に関する記載を行い、「契約等に基づく要請」を行ってください。</td></tr>
<tr><td colspan="2">指定管理</td><td>指定管理者に対して
措置を講ずるよう要請する</td><td>地方公共団体が指定管理者に対して温室効果ガスの排出量削減等の措置を講ずるよう要請してください。
指定管理期間中の施設については、指定管理者のモニタリング等を通じて「任意の協力要請」を行ってください。
今後新たに指定管理が開始（更新も含む）される施設については、募集要項や業務基準等に温室効果ガスの排出量削減等の措置に関する記載を行い、「契約等に基づく要請」を行ってください。</td></tr>
<tr><td rowspan="7">PFI</td><td>BOT 方式</td><td rowspan="7">PFI 事業者に対して
措置を講ずるよう要請する</td><td>地方公共団体が PFI 事業者に対して温室効果ガスの排出量削減等の措置を講ずるよう要請してください。
事業期間中の施設については、事業のモニタリング等を通じて「任意の協力要請」を行ってください。
今後新たに PFI 事業契約が締結又は更新される施設については、業務要求水準書や契約書等に温室効果ガスの排出量削減等の措置に関する記載を行い、「契約等に基づく要請」を行ってください。
ただし、契約期間終了に伴い地方公共団体に所有権が移転された後は、地方公共団体が自ら温室効果ガスの排出量削減等の措置を講じてください。</td></tr>
<tr><td>BTO 方式</td><td rowspan="6">地方公共団体が PFI 事業者に対して温室効果ガスの排出量削減等の措置を講ずるよう要請してください。
事業期間中の施設については、事業のモニタリング等を通じて「任意の協力要請」を行ってください。
今後新たに PFI 事業契約が締結又は更新される施設については、業務要求水準書や契約書等に温室効果ガスの排出量削減等の措置に関する記載を行い、「契約等に基づく要請」を行ってください。</td></tr>
<tr><td>BOO 方式</td></tr>
<tr><td>RO 方式</td></tr>
<tr><td>コンセッション方式</td></tr>
<tr><td>DBO 方式</td></tr>
<tr><td>DB 方式</td></tr>
</table>

出典：環境省　地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアルより

（3）計画の対象とする温室効果ガスの種類

地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に掲げる 7 種類の物質のうち、事務事業編で算定対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第 3 条第 1 項に基づく 6 種類のガスとなっています。

その内、本計画が対象とする温室効果ガスは、本市の事務事業により排出される 4 種類とします。

図表５　＜対象とする温室効果ガス＞

対象とする温室効果ガス		主な排出要因
ガスの種類	地球温暖化係数	
二酸化炭素（CO_2）	1	・化石燃料(ガソリン、軽油、灯油、重油、LPG 等)の使用 ・電気の使用(火力発電による)
メタン（CH_4）	25	・自動車の走行 ・廃棄物の焼却 ・下水等の処理
一酸化二窒素（N_2O）	298	・自動車の走行 ・廃棄物の焼却 ・下水等の処理
ハイドロフルオロカーボン類（HFC-134a）	1,430	・カーエアコンの使用

注）地球温暖化対策推進法では、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF6）についても規定されておりますが、排出実態の把握が困難なため対象外とします。

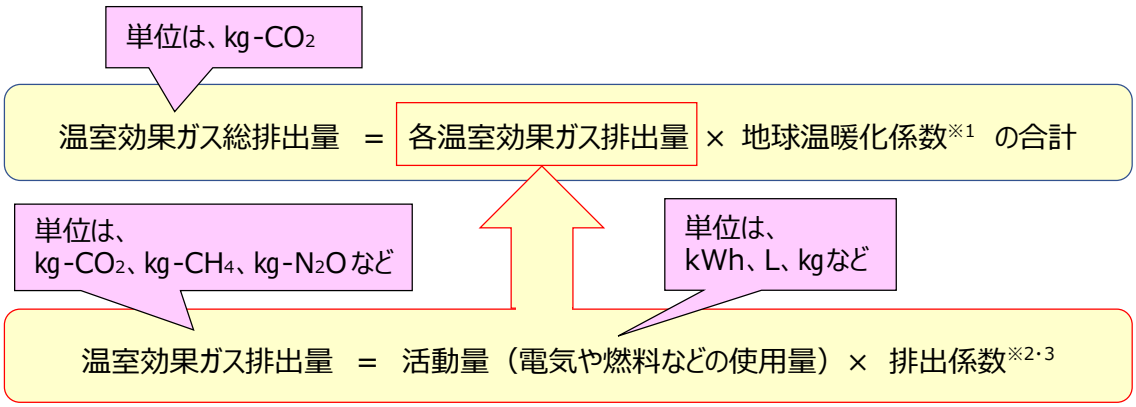

※1　各温室効果ガス排出量を二酸化炭素排出量に換算する係数
※2　各活動量の温室効果ガス排出量を算定する係数（参考資料を参照）
※3　電気は、毎年公表される事業者ごとの「基礎排出係数」を使用

第３章　温室効果ガス排出量の状況等

１　温室効果ガスの排出状況

本計画の基準年度である 2013（平成 25）年度における事務事業に伴う温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算値）は、14,205.2ｔ-CO_2/年です。

（1）基準年度における温室効果ガスの種類別排出量

本計画で算定対象とした４種類の温室効果ガス別の総排出量に対して占める割合を図表 6 に示します。

二酸化炭素（CO_2）が全体の 98.39%と大半を占めています。

図表６　＜基準年度の温室効果ガスの種類別排出量＞

温室効果ガスの種類	2013 年度（平成 25 年度）	
	CO_2 排出量（t-CO_2）	割合（%）
二酸化炭素（CO_2）	13,976.8	98.39
メタン（CH_4）	48.1	0.34
一酸化二窒素（N_2O）	178.5	1.26
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	1.8	0.01
合　　計	14,205.2	100

（2）第４次計画の目標達成状況

旧計画において、2022（令和４）年度を中間目標とし、温室効果ガスの総排出量を基準年度比 21%の削減に取り組んできました。

基準年度と 2021（令和３）年度の実績値、そして中間目標年度の目標値として、それぞれの温室効果ガス総排出量を図表７に示します。

2021（令和３）年度は、基準年度比 24.3%の削減を達成しました。また、図表８に示す事務事業に伴い排出された温室効果ガス総排出量の推移をみても、中間目標年度において削減目標の達成が見込まれます。

図表７　＜第４次計画における温室効果ガス排出量削減計画と実績＞

	2013 年度 （平成 25 年度） 「基準年度」	2021 年度 （令和３年度） 「実　績」	2022 年度 （令和４年度） 「中間目標年度」
CO_2 総排出量	14,205.2t-CO_2	10,746.9t-CO_2	（目標値） 11,222.1t-CO_2
削減率 （基準年度比）	―	24.3%削減	（目標値） 21%削減

図表８　＜目標達成状況と総排出量の推移＞

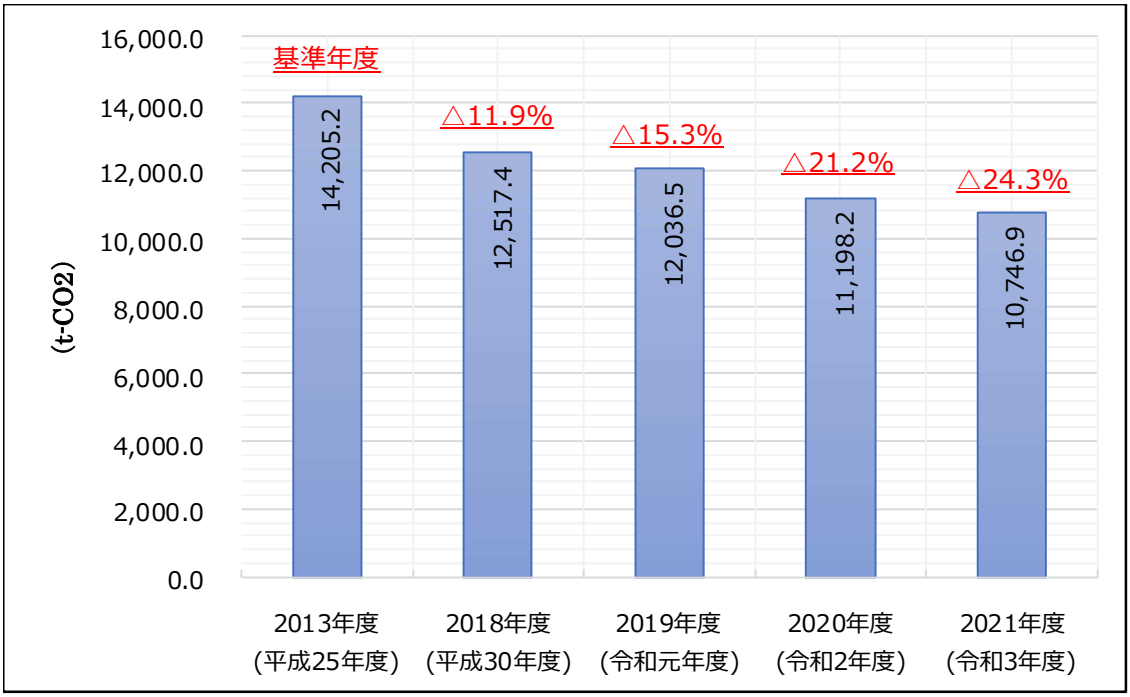

（3）温室効果ガスの種類別排出量の比較

基準年度と 2021（令和 3）年度における温室効果ガスの種類別排出量を図表 9 により比較すると、排出割合に大きな変化はなく、いずれの年度においても二酸化炭素が全体の約 98%と大半を占めています。

図表９　＜温室効果ガスの種類別排出量＞

温室効果ガスの種類	2013 年度（平成 25 年度）		2021 年度（令和 3 年度）	
	CO_2 排出量（t-CO_2）	割合（%）	CO_2 排出量（t-CO_2）	割合（%）
二酸化炭素（CO_2）	13,976.8	98.39	10,543.7	98.11
メタン（CH_4）	48.1	0.34	43.9	0.41
一酸化二窒素（N_2O）	178.5	1.26	157.4	1.46
ハイドロフルオロカーボン類（HFC）	1.8	0.01	1.9	0.02
合　　計	14,205.2	100	10,746.9	100

＜日本の温室効果ガスの種類別排出量＞

	1990年度 排出量〔シェア〕	2013年度 排出量〔シェア〕	2019年度 排出量〔シェア〕	2020年度 排出量〔シェア〕	2020年度 変化量《変化率》 2013年度比	2020年度 変化量《変化率》 2019年度比
合計	1,275〔100%〕	1,409〔100%〕	1,212〔100%〕	1,150〔100%〕	-259.0《-18.4%》	-62.1《-5.1%》
二酸化炭素（CO_2）	1,164〔91.2%〕	1,318〔93.5%〕	1,108〔91.4%〕	1,044〔90.8%〕	-273.7《-20.8%》	-63.9《-5.8%》
エネルギー起源	1,068〔83.7%〕	1,235〔87.7%〕	1,029〔84.9%〕	967〔84.1%〕	-268.0《-21.7%》	-61.2《-5.9%》
非エネルギー起源	96.1〔7.5%〕	82.5〔5.9%〕	79.5〔6.6%〕	76.8〔6.7%〕	-5.7《-6.9%》	-2.7《-3.4%》
メタン（CH_4）	44.1〔3.5%〕	30.1〔2.1%〕	28.5〔2.3%〕	28.4〔2.5%〕	-1.7《-5.6%》	-0.08《-0.3%》
一酸化二窒素（N_2O）	32.4〔2.5%〕	22.0〔1.6%〕	20.3〔1.7%〕	20.0〔1.7%〕	-2.1《-9.4%》	-0.27《-1.3%》
代替フロン等４ガス	35.4〔2.8%〕	39.1〔2.8%〕	55.4〔4.6%〕	57.5〔5.0%〕	+18.4《+47.1%》	+2.1《+3.8%》
ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）	15.9〔1.2%〕	32.1〔2.3%〕	49.7〔4.1%〕	51.7〔4.5%〕	+19.6《+61.0%》	+2.0《+4.0%》
パーフルオロカーボン類（PFCs）	6.5〔0.5%〕	3.3〔0.2%〕	3.4〔0.3%〕	3.5〔0.3%〕	+0.19《+5.7%》	+0.05《+1.5%》
六ふっ化硫黄（SF_6）	12.9〔1.0%〕	2.1〔0.1%〕	2.0〔0.2%〕	2.0〔0.2%〕	-0.05《-2.3%》	+0.03《+1.4%》
三ふっ化窒素（NF_3）	0.03〔0.003%〕	1.6〔0.1%〕	0.26〔0.02%〕	0.29〔0.03%〕	-1.3《-82.1%》	+0.03《+10.5%》

（単位：百万トンCO_2換算）

出典：環境省「温室効果ガス排出・吸収量等の算定と報告」より

（4）温室効果ガスの排出要因別排出量の比較

基準年度と 2021（令和 3）年度における温室効果ガスの排出要因別排出量を図表 10 により示します。

基準年度に対し、2021（令和 3）年度の施設運営に伴うエネルギーの使用による CO2 排出量の減少が、総排出量 24.3%削減の大きな要因であることが分かります。

図表 10　＜温室効果ガスの排出要因別排出量＞

排　出　要　因			CO_2 排出量（t-CO_2）		増減割合(%)
			2013 年度 (平成 25 年度)	2021 年度 (令和 3 年度)	
エネルギー起源 CO_2	施設運営に伴うエネルギー使用	電気使用	10,741.9	8,007.8	△25.5
		燃料使用	2,946.0	2,259.4	△23.3
	公用車利用に伴う燃料使用(ガソリン・軽油等)		281.8	270.6	△4.0
非エネルギー起源 CO_2、CH_4、N_2O	一般廃棄物の焼却、下水・し尿の処理、自動車の走行		233.7	207.2	△11.3
HFC 等フロン類	自動車の走行		1.8	1.9	5.6
合　　計			14,205.2	10,746.9	△24.3

（5）施設運営に伴うエネルギー使用量と温室効果ガス排出量の比較

基準年度と 2021（令和 3）年度における施設の運営に伴うエネルギー使用量とその使用量を二酸化炭素に換算した排出量を図表 11 に示します。

基準年度に対し、2021（令和 3）年度の各種エネルギー使用量について、A 重油や LPG の減少割合が高くなっています。

これらは、輪島市役所本庁舎新設及び改修や門前中学校の空調設備改修等に伴い、A 重油や LPG から電気にエネルギー転換したことなどが主な要因となっています。

図表 11　＜施設運営に伴うエネルギー使用量と温室効果ガス排出量＞

エネルギー区分	単位	2013 年度（平成 25 年度）	2021 年度（令和 3 年度）	増減割合（%）
電気	MWh	17,050.6	16,683.0	△2.2
灯油	kL	965.6	800.2	△17.1
A 重油	kL	127.4	58.1	△54.4
ガソリン	kL	3.3	2.2	△33.3
軽油	kL	0.3	0.2	△33.3
LPG	t	65.4	36.7	△43.9
CO_2 排出量	t-CO_2	13,687.9	10,267.2	△25.0

（6）温室効果ガスの施設区分別排出量の比較

基準年度と 2021（令和 3）年度における施設区分別の温室効果ガスの排出割合を図表 12 で比較します。

いずれの年度においても病院施設が最も多く、次いで上下水道施設と続いていて、ほとんどの施設において温室効果ガス排出量は減少しています。

なお、その他施設において、温室効果ガス排出量が 8.8%増加しているのは、新たに輪島塗会館が 2015（平成 27）年から運営されたことが主な要因となっています。

図表 12　＜温室効果ガスの施設区分別排出量＞

施設区分	2013 年度（平成 25 年度）		2021 年度（令和 3 年度）		増減割合(%)
	CO_2 排出量(t-CO_2)	割合(%)	CO_2 排出量(t-CO_2)	割合(%)	
庁舎等	767.1	5.4	517.5	4.8	△32.5
集会施設	249.0	1.8	176.6	1.6	△29.1
観光施設	1,034.5	7.3	895.6	8.3	△13.4
スポーツ施設	485.0	3.4	370.8	3.5	△23.5
保育園	170.8	1.2	116.7	1.1	△31.7
消防施設	223.4	1.6	135.8	1.3	△39.2
上下水道施設	2,661.1	18.7	1,877.8	17.5	△29.4
小中学校	1,442.9	10.2	954.9	8.9	△33.8
病院施設	3,234.0	22.8	2,684.1	25.0	△17.0
文化・図書館施設	793.2	5.6	535.2	5.0	△32.5
公園施設	841.7	5.9	670.4	6.2	△20.4
児童・福祉施設	104.2	0.7	96.7	0.9	△7.2
環境衛生施設等	1,632.9	11.5	1,099.7	10.2	△32.7
その他施設	565.4	3.9	615.1	5.7	8.8

第４章　温室効果ガスの排出量の削減目標

1　目標設定の考え方

2021（令和 3）年 10 月に改定された国の地球温暖化対策計画において、2030（令和 12）年度の温室効果ガス排出量削減に向けた中期目標として、2013（平成 25）年度比 26%から 46%の水準に改定がなされ、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けていく旨が公表されています。

これを踏まえ、本計画の策定にあたっては、旧計画における目標年度 2030（令和 12）年度の温室効果ガス排出量削減目標である基準年度比 40%について、国が新たに設定した温室効果ガス削減量の目標と整合をとる削減目標とします。

＜国の地球温暖化対策計画における温室効果ガス排出削減量の目標＞

温室効果ガス排出量・吸収量（単位：億t-CO2）			2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
			14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO_2			12.35	6.77	▲45%	▲25%
	部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲７%
		業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
		家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
		運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
		エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO_2、メタン、N_2O			1.34	1.15	▲14%	▲８%
HFC等４ガス（フロン類）			0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源			-	▲0.48	-	（▲0.37億t-CO_2）
二国間クレジット制度（JCM）			官民連携で2030年度までの累積で１億t-CO_2程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：国の地球温暖化対策計画より

2　温室効果ガスの削減目標

本市の事務事業により排出される温室効果ガス総排出量は、エネルギー起源の二酸化炭素の排出量が全体のほとんどを占めています。

我が国おいても 15 ページの「日本の温室効果ガスの種類別排出量」で示されるように温室効果ガス排出量の約 9 割がエネルギー起源の二酸化炭素となっています。

これらを踏まえると本市の温室効果ガス排出量の削減目標は、エネルギー起源の二酸化炭素排出量の削減に重点をおく必要があり、この取り組みが国の地球温暖化対策計画における削減目標の実現に貢献することとなります。

よって、本市の削減目標は、国の地球温暖化対策計画による部門ごとの削減目標を適用するものとし、温室効果ガス排出量を全体として旧計画の基準年度比 40%から 50%に削減する目標に改定するものとします。

なお HFC については、本市の温室効果ガスの総排出量に占める割合がごく僅かであるため、削減の目標は 0%とします。

図表 13　＜温室効果ガスの削減目標＞

温室効果ガス区分		2013 年度 (平成 25 年度)		削減目標 (%)	2030 年度 (令和 12 年度)
		排出量 (t-CO_2)	割合 (%)		排出量 (t-CO_2)
エネルギー起源 CO_2	施設運営に伴うエネルギー使用	13,687.9	96.36	△51	6,707.1
	公用車の利用に伴う燃料使用	281.8	1.98	△35	183.2
非エネルギー起源 CO_2、CH_4、N_2O		233.7	1.65	△14	201.0
HFC 等フロン類		1.8	0.01	0	1.8
合　計		14,205.2	100	△50	7,093.1

第５章　目標達成に向けた取り組み

1　取り組みの基本方針

本計画の目標達成に向けては、これまでの取り組みを継続して実施するとともに、これまで取り組みが十分でなかった対策についても、全庁で横断的に取り組みます。

そして、第３章 温室効果ガス排出量の状況等で示したように、電気の使用に起因する温室効果ガス排出量の削減が目標達成には不可欠です。

これを踏まえ、電気の使用を中心とした省エネへの取り組みを徹底し、LED化など省エネルギー設備への更新や再生可能エネルギー設備の導入などを積極的に推進します。

図表 14　＜削減ロードマップ＞

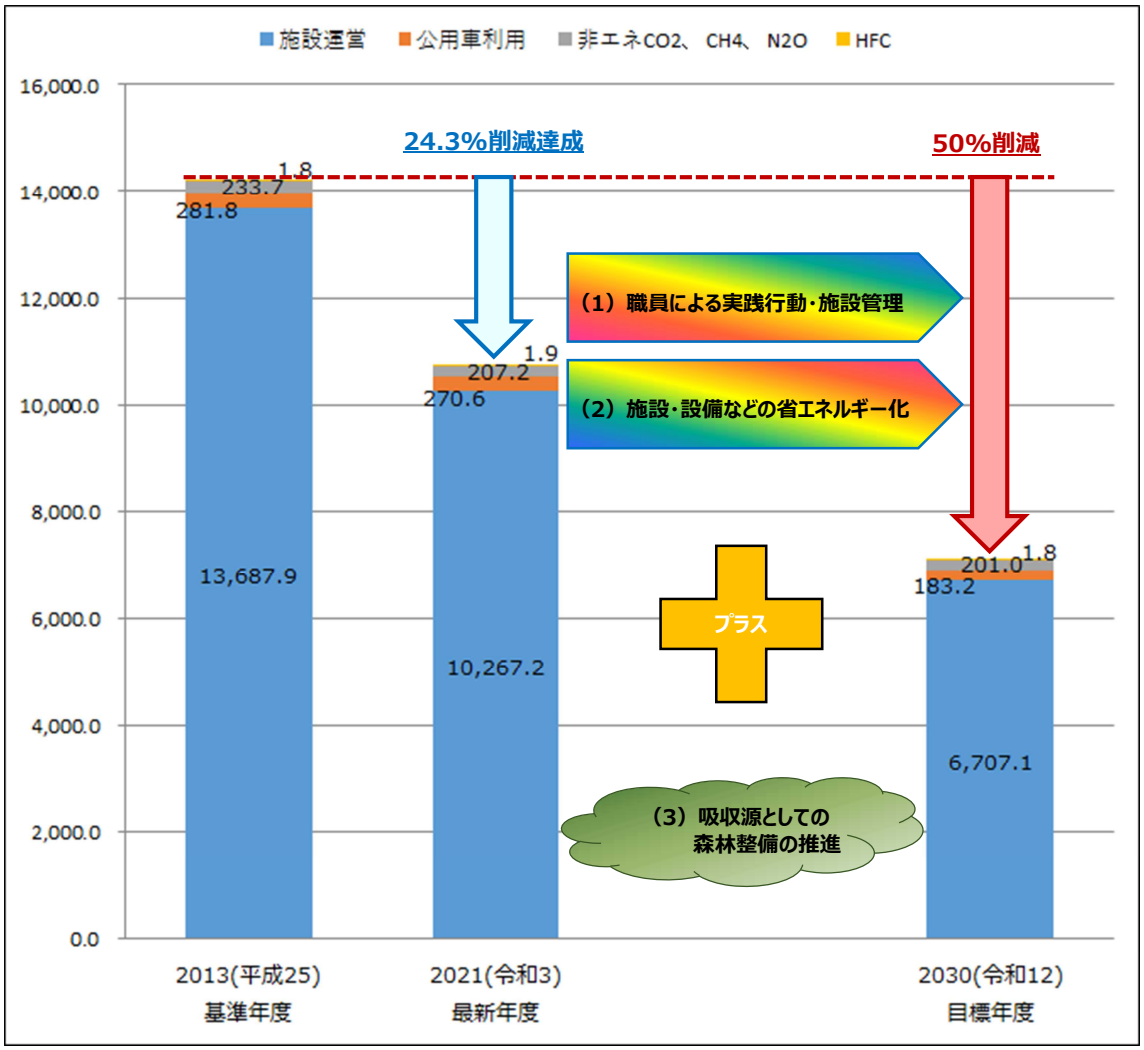

（1）職員による実践行動・施設管理

①省エネルギー行動の推進（別表 1～5）

日々の業務における職員の意識・行動は、非常に重要な要素であることから、お昼休み消灯やエコドライブなど、職員一人一人の環境配慮行動を推進します。

②エネルギー管理の徹底（別表 6～11）

施設を一事業所としてとらえ、各施設におけるエネルギー使用量を把握し、そのデータの分析と問題点の抽出、次の取り組みへの反映を行い、環境に配慮した施設管理に取り組みます。

（2）施設・設備などの省エネルギー化

①省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入（別表 12）

新たに建設される施設や改修等を行う公共施設に対し、経済的視点とその効果を検討したうえで、高効率の照明や空調などの省エネルギー設備や太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー設備の導入、または再生可能エネルギー由来電力の導入を推進します。

（3）吸収源としての森林整備の推進

①市が管理する森林の整備推進（別表 13）

森林が有する二酸化炭素吸収機能を高めるためには、伐採、植林等による適正な維持管理が不可欠です。市全域の森林計画による森林面積は、市総土地面積の約 76%に及ぶ 32,548ha を有しています。

この地域特性を活かし、広葉樹植栽や森林の主伐・間伐など適時、適切な管理や保全、整備を進め、森林の二酸化炭素吸収機能の向上を図ります。

2　具体的な取り組み内容

（1）職員による実践行動・施設管理

①　省エネルギー行動の推進

別表 1　＜電気の使用にあたり心がける行動＞	
取り組み区分	**取り組み内容**
照明機器の消灯徹底	昼休み時間帯などの休憩時間（1 日 1 時間）に消灯を実施する。
	未使用部屋の消灯を徹底する（教室も含む）。
	トイレ、廊下、階段などで自然光のある場所では、できる限り消灯に努める（間引き消灯に努める）。
	昼休み、時間外勤務及び休日出勤等の照明は、必要最小限とし、閉庁・閉館時以降の通路など共用部の消灯を徹底する。
事務機器の節電徹底	パソコンなどの OA 機器の昼休み時間帯など未使用時間帯（1 日 1 時間）の節電を実施する
	退席時における OA 機器の節電・待機モードへの切り替えを徹底する。
	各課の最終退庁者は、共有 OA 機器の主電源を OFF にする。
空調機器の省エネ使用	空調設備の設定温度を控えめにする。 →冷房設定温度を 1℃上げる、暖房設定温度 1℃下げる、を実行する。
	空調設備温度を冷房設定温度 28℃程度、暖房設定温度 19℃程度に設定する（目標値）。
	室内温度を確認し、空調設備の使用を控える。
	ブラインド、カーテンの利用・工夫・調節に心がける。
	空調機器の稼働中は、窓・出入口の開放は行わない。
その他電気製品の使用の無駄をなくす	電気製品の不必要な使用は行わない（電気ポットの水の入れすぎ、扇風機など必要のない時の電気製品の使用など）。
	コピー機の設定を確認のうえ、ミスコピーの削減に努める。
	セラミックファンヒーターや電気ストーブなど個別器具の使用を控える。
エレベーターの使用抑制	荷物搬送等、若しくは特段の事情がある場合を除いて、エレベーターの使用はひかえ、階段の利用を徹底する。
服装、ノー残業デー	クールビズ、ウォームビズを敢行し、季節に応じた服装に努める(夏季：半袖、ポロシャツ、ノーネクタイ、冬季：ベスト、セーター)
	週 1 回ノー残業デーを実施する

別表 2　＜公用車の使用にあたり心がける行動＞	
取り組み区分	**取り組み内容**
公用車の使用	不必要なアイドリングは行わないように努める。
	車から離れるときは、エンジンを停止する。
	急発進、急加速や空ぶかしを行わず、エコドライブを推進する。
	公共交通機関が利用可能な距離、時間帯を検討し、公用車の計画的な使用に努める。
	出県時等には、できるだけ公共交通機関の利用に努める。
	WEB 会議を積極的に活用し、公用車の使用回数を削減する。
自転車の利用徹底	近距離への訪問には、自転車の使用に努める。

コラム

クルマを日頃から運転される方は、エコドライブという言葉、一度は聞いたことがあるのではないでしょうか。2017 年度に実施した調査によると、クルマを保有されている方の約 7 割が、何らかのエコドライブの取組みを実践していることがわかりました（※4）。環境省では、エコドライブを実践する上で大切な 10 のポイントを押さえた「エコドライブ 10 のすすめ」を推進しています（図 21）。

また、エコドライブによって事故率が約 50%軽減したという調査報告（※5）もあります。クルマを運転される方、ぜひエコドライブを実践しましょう。

※4　全国地球温暖化防止活動推進センター（2018）：地域における COOL CHOICE 国民運動の認知・実践状況に関する調査年次レポート
※5　自動車技術会論文集38巻3号（2007）：エコドライブ活動による燃費改善と交通事故低減

図21　エコドライブ10のすすめ（環境省HPを基に作成）

コラム　ハイブリッド車のエコドライブ

ガソリンで動くエンジンと、電気で動くモーターは、それぞれに得意分野があります。低速で動くときはモーター、ある程度の速度で一定に走るのはエンジンの得意分野です。そのため、ハイブリッド車の場合は、ゆっくりと加速するのは共通ですが、その後はノロノロと加速するよりも、目標速度まで加速するのがコツです。また、ハイブリッド車は、ブレーキを踏むと発電します。早めのアクセルオフ後、エンジンブレーキによる減速ではなく、軽くブレーキを踏んで発電しながら減速するのがコツです。

詳しくは、「エコドライブ」ページをチェック！！ ➡ https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/ecodriver/

出典：全国地球温暖化防止活動推進センター「COOL CHOICE ガイドブック」より

別表３　＜水の使用にあたり心がける行動＞	
取り組み区分	**取り組み内容**
水の使用	節水に対する意識向上に努め、日常的な節水を心がける。
	食器の手洗いなどの際には、水の流しっぱなしをしない。
	トイレの使用水量は、適切な流量にセットする。

別表４　＜紙類の使用にあたり心がける行動＞	
取り組み区分	**取り組み内容**
資料の簡素化	会議資料の簡素化、縮小化に努める。
	資料の個人保存をなくし、共通文書ファイルの活用を図る。
	軽易な文書のファックスは、送信票を省略する。
コピー用紙の有効利用	両面印刷を徹底する。
	内部資料にはミスコピー紙の裏面利用を徹底する。
プリンター・コピー用紙の使用削減	コピー機の機能設定を確認のうえミスコピーの削減に努める。
	メールの有効利用によりコピー用紙の使用削減に努める
	プリンターへの出力の際には、画面で一度ミスがないかのチェックに努める。
	プロジェクターなど OA 機器等を利用して会議資料等の削減に努める。
デジタル化の推進	「輪島市 DX 推進計画」に即して、市民サービスの向上と行政事務の効率化を図り、ペーパーレス化を推進する。

別表５　＜リサイクル・廃棄にあたり心がける行動＞	
取り組み区分	**取り組み内容**
3R（リデュース、リユース、リサイクル）＋Renewable とリフューズの推進	職員が使用する名刺は、再生紙又は不要紙を使用したもので作成するよう努める。
	シュレッダーくずの再利用に努める。
	コピー機、プリンターのトナーカートリッジの回収を徹底する。
	容器、包装材の再利用に努める。
	マイ箸を持参し使用する。
	使用済み封筒の再利用を徹底する。
	過剰な包装やレジ袋など、ごみとなるものの提供を断る。
	再生可能な資源に変える取り組みを推進する。

コラム

COOL CHOICEとは?

「COOL CHOICE」は、CO_2などの温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え、サービスの利用、ライフスタイルの選択など地球温暖化対策に資するあらゆる賢い選択をしていこうという取り組みです。

ひとりひとりができること

ゼロカーボンアクション30

ゼロカーボンアクション30を実行し、
「快適、健康、お得な新しいライフスタイル」にチャレンジしましょう!

- エネルギーを節約・転換しよう!
- 太陽光パネル付き・省エネ住宅に住もう!
- CO_2の少ない交通手段を選ぼう!
- 食ロスをなくそう!
- サステナブルなファッションを!
- 3R(リデュース、リユース、リサイクル)
- CO_2の少ない製品・サービス等を選ぼう!
- 環境保全活動に積極的に参加しよう!

できることから「アクション30」

詳しくは、「COOL CHOICE」公式ウェブサイトから

エネルギーを節約・転換しよう!

1. 再エネ電気への切り替え
2. クールビズ・ウォームビズ
3. 節電
4. 節水
5. 省エネ家電の導入
6. 宅配サービスをできるだけ一回で受け取ろう
7. 消費エネルギーの見える化

太陽光パネル付き・省エネ住宅に住もう!

8. 太陽光パネルの設置
9. ZEH(ゼッチ)
10. 省エネリフォーム 窓や壁等の断熱リフォーム
11. 蓄電池(車載の蓄電池)・蓄エネ給湯機の導入・設置
12. 暮らしに木を取り入れる
13. 分譲も賃貸も省エネ物件を選択
14. 働き方の工夫

CO_2の少ない交通手段を選ぼう!

15. スマートムーブ
16. ゼロカーボン・ドライブ

食ロスをなくそう!

17. 食事を食べ残さない
18. 食材の買い物や保存等での食品ロス削減の工夫
19. 旬の食材、地元の食材でつくった菜食を取り入れた健康な食生活
20. 自宅でコンポスト

サステナブルなファッションを!

21. 今持っている服を長く大切に着る
22. 長く着られる服をじっくり選ぶ
23. 環境に配慮した服を選ぶ

3R(リデュース、リユース、リサイクル)

24. 使い捨てプラスチックの使用をなるべく減らす。マイバッグ、マイボトル等を使う
25. 修理や補修をする
26. フリマ・シェアリング
27. ごみの分別処理

CO_2の少ない製品・サービス等を選ぼう!

28. 脱炭素型の製品・サービスの選択
29. 個人のESG投資

環境保全活動に積極的に参加しよう!

30. 植林やごみ拾い等の活動

出典：一般社団法人　家電製品協会「スマートライフおすすめ BOOK」より

②　エネルギー管理の徹底

別表６　＜電気の使用に関する行動＞	
取り組み区分	**取り組み内容**
電気使用機器の買い換え・削減	パソコンなどの OA 機器の買い換えには省エネタイプを購入する。
	コピー機の削減を検討する。
	コピー機の買い換えには、省エネタイプを購入する。
	自動販売機の省エネ型への変更、通電時間の見直しを図る。
電気使用機器の運転、管理の徹底	電気製品の使用管理を徹底する。
	空調設備の設定温度を控えめにする。 →冷房設定温度を 1℃上げる、暖房設定温度 1℃下げる、を実行する。
	空調設備温度を冷房設定温度 28℃程度、暖房設定温度 19℃程度に設定する
	気象条件に応じた空調設備の適正運転を徹底する。
	照明スイッチの場所に意識啓発ステッカーを表示する。「未使用時は電気スイッチ OFF」等、職員、児童、施設利用者などへの意識啓発に務める。
	冷蔵庫は、季節に合わせて庫内温度をこまめに設定する。
	テレビ、電子レンジなど使用しないときは主電源を切る、プラグを抜くなど待機電力の抑制を励行する。
電気使用機器の点検・見直し	照明器具の定期的な清掃を実施する。
	屋外照明の照射方向、時間帯などを点検し、適正化を図る。
	空調機器の吹き出し口の開放状態を定期的に点検する。
	必要に応じて蛍光灯本数を削減する。

別表７　＜公用車の使用に関する行動＞	
取り組み区分	**取り組み内容**
次世代自動車の導入	公用車については、代替可能な環境配慮型自動車がない場合等を除き、既存車両を含め 2030 年度までに全て環境配慮型自動車とすることを目指す。
	公用車の定期的な点検、整備の実施を徹底する。

コラム

電動車の種類・特徴

EV
（電気自動車）

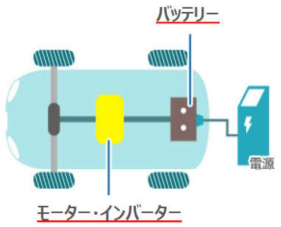

- クルマに搭載した大容量バッテリーに車外から充電し、充電された電気で走行。
- ガソリンは使用しない（電気で走行）。

PHV
（プラグインハイブリッド自動車）

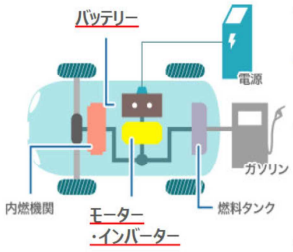

- ガソリンエンジンに加えてモーター・バッテリーを搭載。
- バッテリーはHVに比べ大容量で、EVと同様に車外から充電可能。
- バッテリー充電量が多い時は、極力EVと同様に電気のみで走るが、充電量が少なくなると、必要に応じてガソリンエンジンを作動させてHVとして走行。
- 燃料はガソリンと電気の２つ。

FCV
（燃料電池自動車）

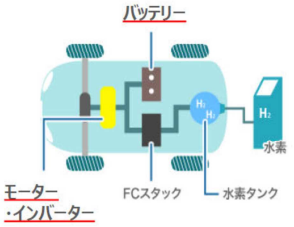

- 水素と酸素の化学反応によって作られる電気を使用してモーターで走行。
- ガソリンは使用しない（水素で走行）。

HV
（ハイブリッド自動車）

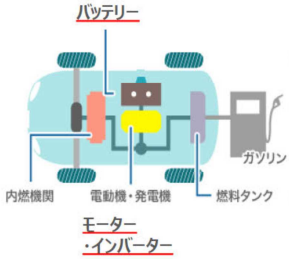

- ガソリンエンジンに加えてモーター・バッテリーを搭載。
- 走行状況に応じてエンジン・モーターの2つの動力源を最適にコントロールし、燃費を向上させる。
- 燃料はガソリンのみ。

電動車の外部給電機能について

- 電動車から外部に給電する方法は大別すると、①車内に備えられた100V電源用コンセントを用いて給電する方法と、車の給電端子に特定の機器（②可搬型給電器、③V2H(充放電設備)）を接続して給電する方法がある。

	給電方法	電源	給電器	その他	最大出力	備考
①	100V電源用コンセントから給電	100V電源用コンセント	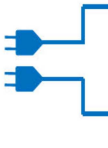		AC100V 1.5kW	・車本体のみで給電可 ・設置・配線工事不要 ・出力が比較的小さい ・EV, PHV, FCV,HV（メーカーオプション等により、100V電源用コンセントを持つ車）が対応可能
②	給電端子から給電 （EV・PHVの場合はCHAdeMO急速充電端子を給電用に共有）	給電端子（CHAdeMO）	可搬型給電器	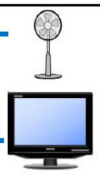	AC100/200V 1.5～9kW（機器による）	・可搬型給電器が必要 ・可搬型でどこでも給電可 ・設置・配線工事不要 ・給電端子を持つEV, PHV, FCVが対応可能
③		給電端子（CHAdeMO）	V2H（充放電設備）	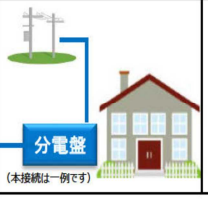 分電盤（本接続は一例です）	AC100/200V 3～9kW（機器による）	・V2H（充放電設備）が必要 ・建物への直接給電可 ・設置・配線工事必要 ・給電端子を持つEV, PHV, FCVが一定の条件下で対応可能

出典：経産省・国交省・電動車活用社会推進協議会「災害時における電動車の活用促進マニュアル」より

別表８　＜水の使用に関する行動＞	
取り組み区分	**取り組み内容**
節水器具の購入及び設備管理	必要に応じ、蛇口に節水コマを取り付けしたり、水道水圧を低くする。
	水の流しっぱなしを防ぐため、自動水栓を導入する。
	水漏れ点検を定期的に実施する。
	トイレ洗浄水や手洗い場、給湯室、炊事場などの蛇口の流水量を必要最低限に調整する。

コラム

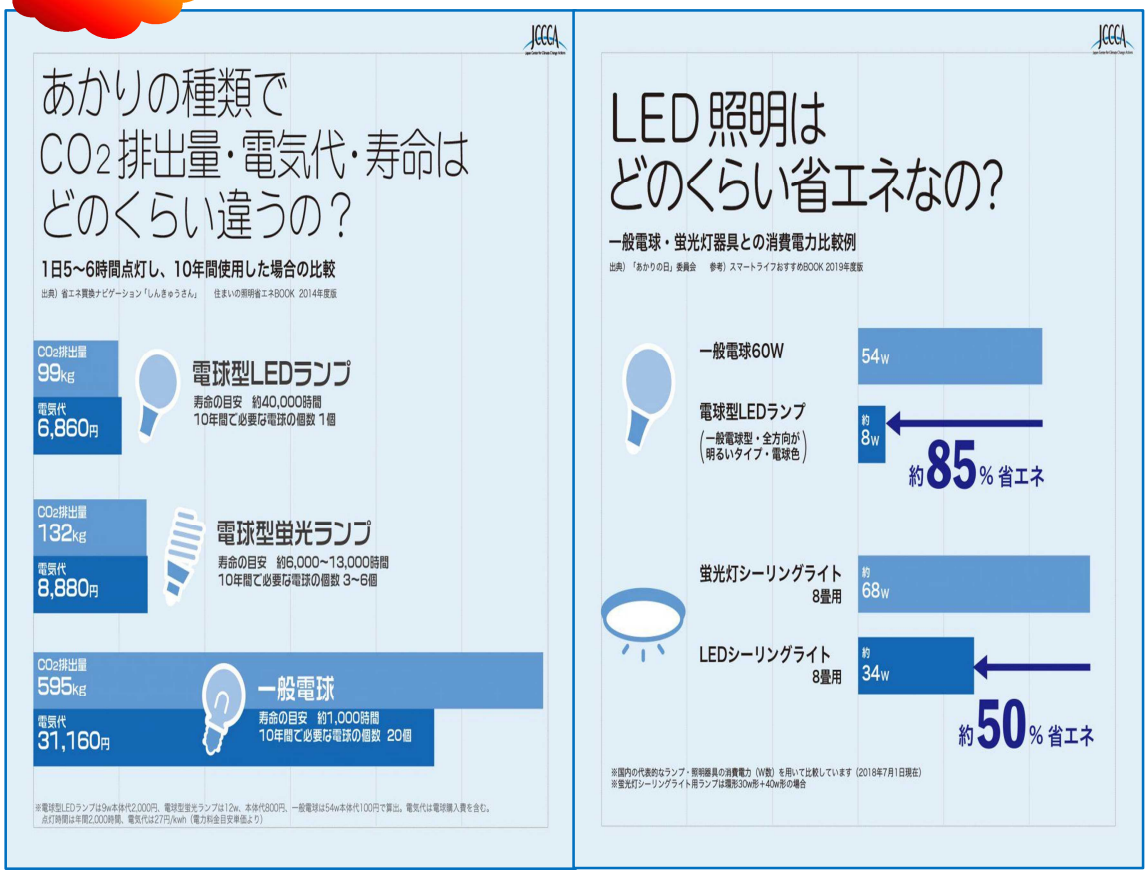

出典：全国地球温暖化防止活動推進センターWEB サイトより

別表９　＜紙類の使用に関する行動＞	
取り組み区分	**取り組み内容**
用紙削減のためのシステムの利用促進	庁内 LAN などの情報ネットワークを積極的に活用する。
	会議の開催連絡、回覧事項などは電子メール、デスクネッツのインフォメーション等を活用する。
紙類の購入	コピー用紙は、古紙配合率 100%等のグリーン購入法適合商品を購入する。
	トイレットペーパーは、古紙配合率 100%のものを使用する。
	用紙類や印刷物については、リサイクルしにくいプラスチックコーティングなど特殊コーティングされていないものを購入するように努める。
	記念品などに対する包装の簡略化に努める。
	会議などで配布する封筒は、希望者のみの配布に努める。
外注印刷物	印刷物には、「古紙配合率」を明記する。
	伝票、届出様式などの印刷物は、年間使用量を的確に把握し、適切な管理・購入を行う（在庫管理の徹底）
デジタル化の推進	「輪島市 DX 推進計画」に即して、市民サービスの向上と行政事務の効率化を図る取組を推進する。

別表 10　＜グリーン購入に関する行動＞	
取り組み区分	**取り組み内容**
グリーン購入の推進	グリーン商品（エコマーク、グリーンマーク等の環境負荷の少ないもの）の購入を推進する。
	詰め替えなどが可能で継続して使用できる商品の購入、使用に務める。
	廃棄段階で環境負荷の少ない、またはリサイクル可能な商品の購入に努める。
	再生資源を利用している商品の積極的な購入に努める。
	購入する製品については、仕様を事前に確認する。

コラム

グリーン購入とは

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、

環境を考慮して、	必要性をよく考え、	環境への負荷ができるだけ少ない製品やサービスを選び、	環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入することです。

グリーン購入は、購入者の消費行動を環境に配慮したものにすることで、供給者に環境負荷の少ない製品の開発を促し、経済活動全体を環境配慮型へ変えていく力を持っています。

出典：環境省「グリーン購入法」パンフより

別表 11　＜リサイクル・廃棄に関する行動＞	
取り組み区分	**取り組み内容**
ごみの減量化・再資源化及び適切な廃棄の推進	再生資源ごみの分別・排出方法を徹底する。
	ごみの排出抑制等を図るため、個人用ごみ箱を撤去し、グループ単位でのごみ箱の使用に転換する。
	事務用品、電気製品の損傷や故障は、修繕使用に努め、製品使用の長期化を図る。
	冷凍庫、冷蔵庫等電気製品の購入時には、非フロン系製品を導入する。
	廃棄する公用車や冷蔵庫の特定フロン、代替フロン（HFC、PFC）は適切に処理する。

コラム

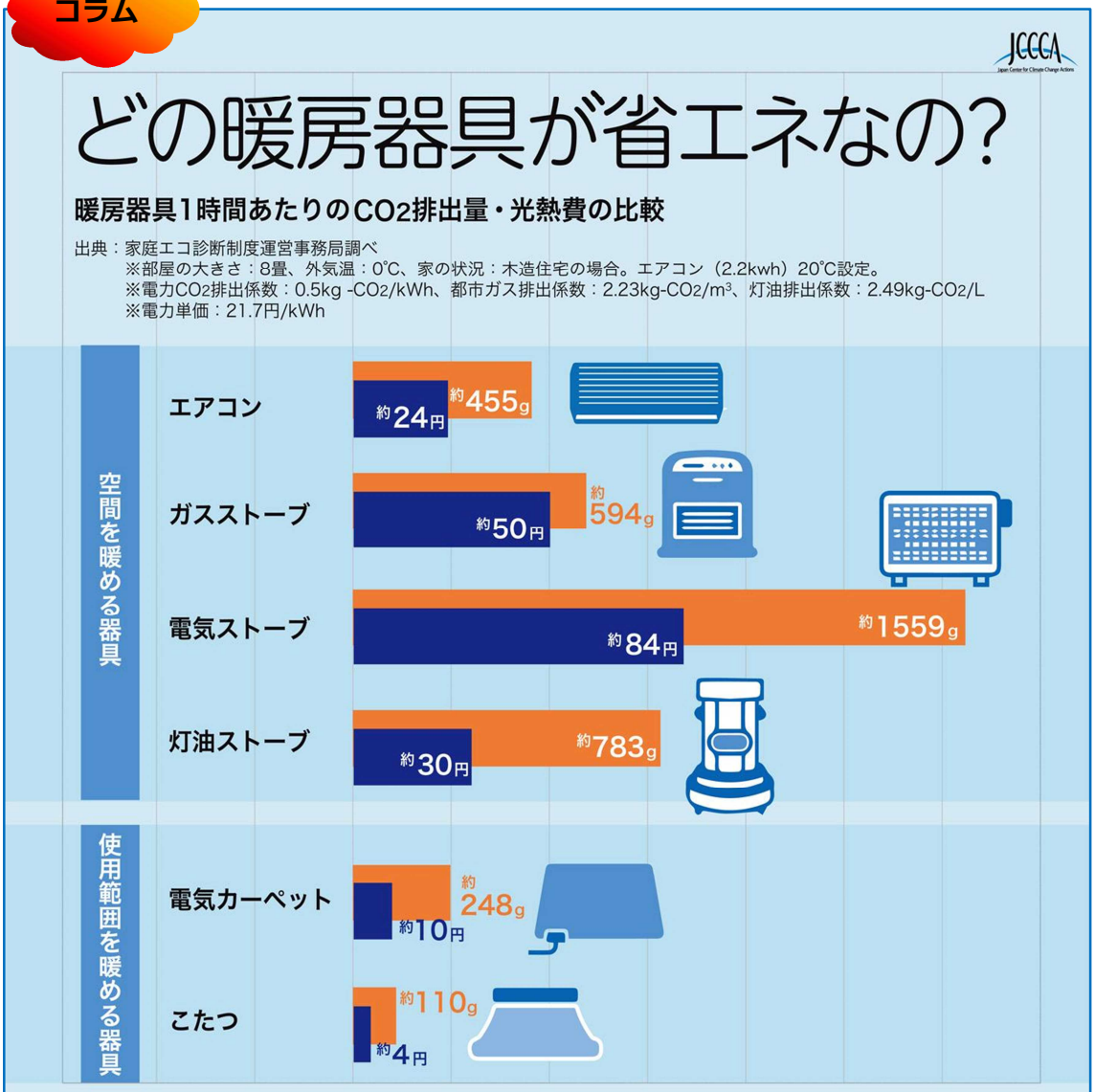

出典：全国地球温暖化防止活動推進センターWEB サイトより

（2）施設・設備などの省エネルギー化

①　省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入

別表 12　＜省エネと再エネ活用の推進＞	
取り組み区分	**取り組み内容**
省エネルギー化の推進	建築物を新築する際には、低コスト化のための技術開発等の動向を踏まえつつ、2030 年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指す。
	既存設備を含めた施設全体の LED 照明の導入割合を 2030 年度までに 100%とすることを目指す。
	コージェネレーションシステム※1 等のエネルギーの合理化が図られる設備の導入を推進する。
	設備更新の際には、省エネルギー設備機器や高効率機器（ヒートポンプ式空調や給湯設備）の導入を推進する。
	断熱フィルム、複層ガラス、樹脂サッシ等の導入を推進する。
	建築物を改修する際には、省エネルギー改修を行い、建築物の省エネルギー化を図る。
	照明や事務機器等の配置や台数の適正化を図る。
再生可能エネルギー活用の推進	2030 年度には設置可能な施設の 50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。その際、必要に応じ PPA モデルの活用も検討する。
	2030 年度までに施設全体で調達する電力の 60%以上を再生可能エネルギー由来電力※2 とすることを目指す。
	太陽光発電の更なる有効利用及び災害時のレジリエンス強化のため、蓄電池や燃料電池の導入を推進する。
	再生可能エネルギー熱（地中熱・バイオマス熱・太陽熱等）を使用する冷暖房設備や給湯設備等の導入を推進する。
	「輪島市新エネルギー計画」を参考にするとともに、再生可能エネルギーの関連知識や最新技術の知見・情報などを収集し、その効果や採算性などを踏まえ、計画的な導入を図る。

※1 「コージェネレーション」とは、天然ガス、石油、LP ガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステムのこと。

※2 「再生可能エネルギー由来電力」とは、太陽光・風力・水力などの再生可能エネルギーにより発電された、二酸化炭素の排出量がゼロの電力。活用手法としては、電力契約を小売電力事業者が提供する再エネ電力メニューに切り替える手法と電力と別に再エネ由来の環境価値だけを証書として購入する手法がある。

コラム

ZEB「ゼブ」(Net Zero Energy Building:ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)とは、快適な室内空間を実現しながら建物で消費する年間の一次エネルギー収支をゼロにすることを目指す建物をいい、以下の４つの区分がある。

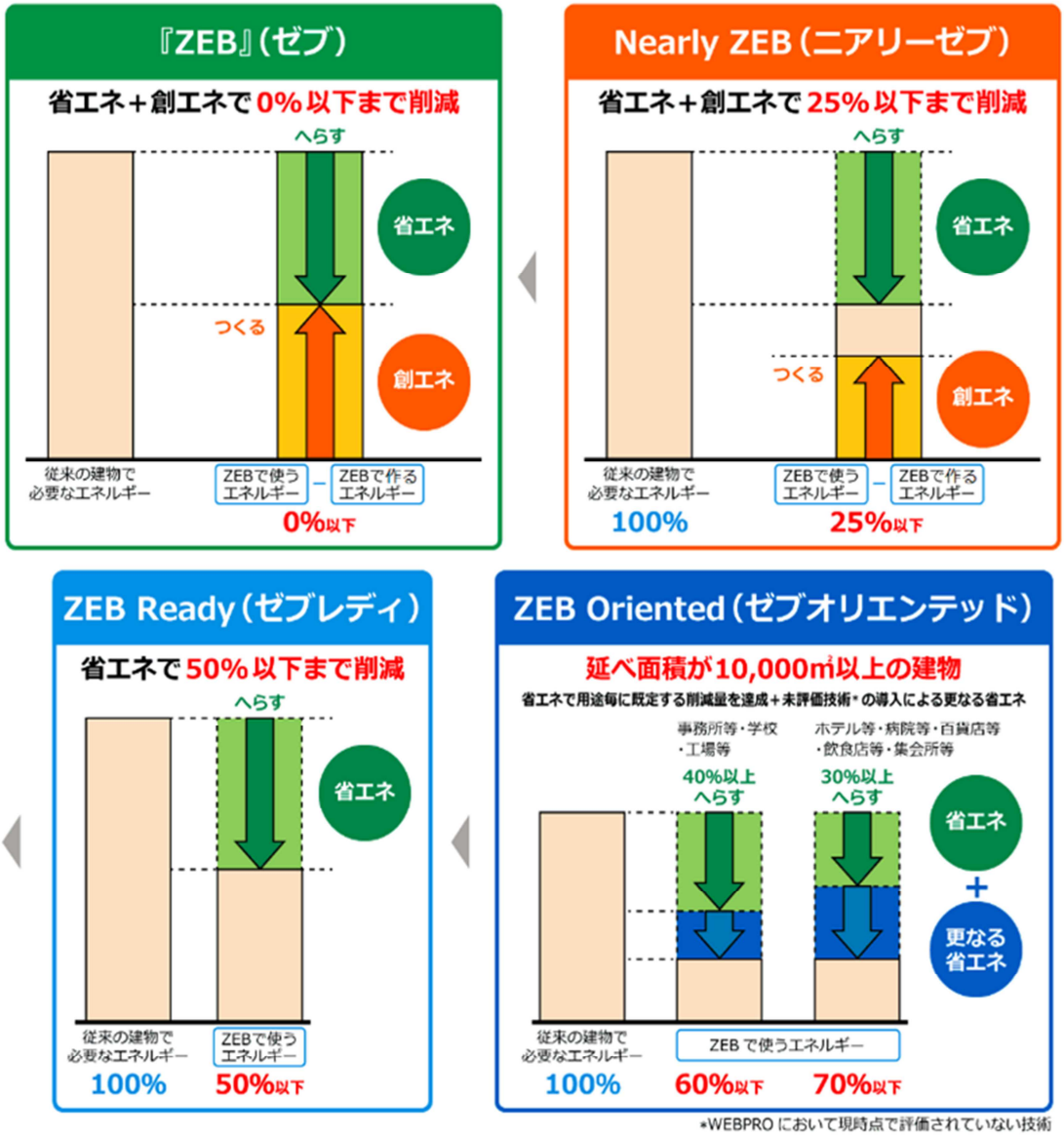

ZEB「ゼブ」の実現方法（イメージ）

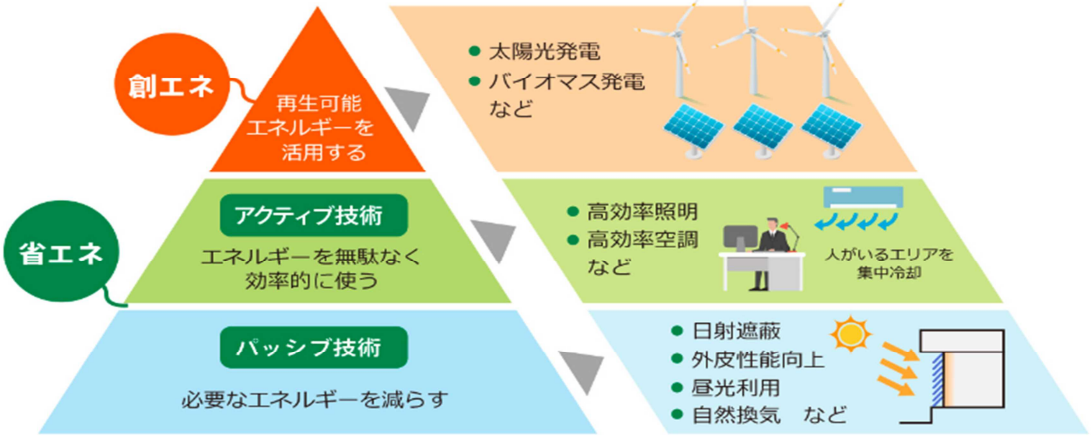

出典：環境省 WEB サイトより

コラム

敷地内（オンサイト）での自家消費型太陽光発電の導入

自家消費型太陽光発電の形態

■ 自家消費型の太陽光発電は、設備の保有者・契約形態に応じて「**自己所有**」、「**オンサイトPPA**」、「**リース**」の3つに分類することが出来ます。

自己所有
自社が所有する太陽光発電設備を導入し、電力を調達

オンサイトPPA
PPA事業者が所有する太陽光発電設備を導入し、電気料金を支払うことで電力を調達

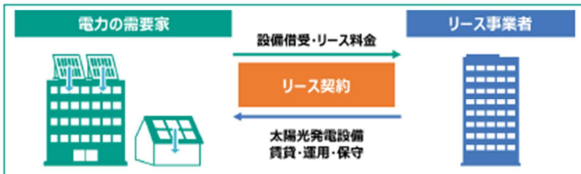

リース
リース事業者からリースした太陽光発電設備を導入し、リース料金を支払うことで電力を調達

6

敷地内（オンサイト）での自家消費型太陽光発電の導入

導入形態ごとのメリット・デメリット

■ 導入形態ごとにメリット・デメリットが異なるため、自社の目的に応じた形態を選ぶことが重要です。

導入方法	メリット	デメリット
自己所有	・**長期的に見れば最も投資回収効率が良い（サービス料がかからないため）** ・**設備の処分・交換・移転等を自社でコントロール可能** ・自家消費しなかった電力を売電し、売電収入を得られる	・**初期投資が大きい** ・**設備の維持管理を自社で行う必要がある** ・設備が資産計上される（オンバランス）ため、財務指標に影響が出る
オンサイトPPA	・**基本的に初期投資がゼロである** ・**設備の維持管理を自社で行う必要が無い** ・**電力を使用した分だけの電気料金しかかからない** ・一般的には設備が資産計上されず、オフバランスで再エネ電力の調達が可能である	・設備の処分・交換・移転等を自由に行うことが出来ない ・**長期契約となる**
リース	・**基本的に初期投資がゼロである** ・**設備の維持管理を自社で行う必要が無い** ・自家消費しなかった電力を売電し、売電収入を得られる	・設備の処分・交換・移転等を自由に行うことが出来ない ・**長期契約となる** ・**発電が無い場合にも一定のリース料を支払う必要がある** ・設備が資産計上される（オンバランス）ため、財務指標に影響が出る

10

出典：環境省「自家消費型太陽光発電設備の導入に関するオンラインセミナー（参考資料）」より

コラム

固定価格買取制度の仕組み（FIT）

「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」は、再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度です。電力会社が買い取る費用の一部を電気をご利用の皆様から賦課金という形で集め、今はまだコストの高い再生可能エネルギーの導入を支えていきます。この制度により、発電設備の高い建設コストも回収の見通しが立ちやすくなり、より普及が進みます。

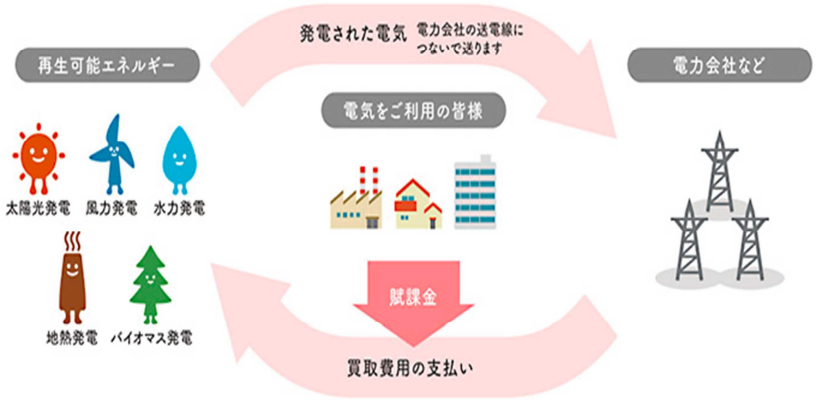

再生可能エネルギー発電促進賦課金とは

固定価格買取制度で買い取られる再生可能エネルギー電気の買い取りに要した費用は、電気の使用者から広く集められる再エネ賦課金によってまかなわれます。再生可能エネルギーで発電された電気は、日々使う電気の一部として供給されているため、再エネ賦課金は、毎月の電気料金とあわせていただいています。

電気料金 ＋ 再エネ賦課金 ＝ 月々の電力会社へのお支払い

〈再エネ賦課金の算定方法〉
（2022年5月検針分の電気料金から適用される単価）

再エネ賦課金 ＝ ご自身が使用した電気の量（kWh） × 3.45円／kWh※

※ただし、大量の電力を消費する事業所で、国が定める要件に該当する方は、再生可能エネルギー賦課金の額が減免されます。

出典：環境省 WEB サイトより

（3）吸収源としての森林整備の推進

①　市が管理する森林の整備推進

別表 13　＜森林吸収源の保全＞	
取り組み区分	**取り組み内容**
森林整備・保全等	市有林の間伐や植林を行い、適切な森林管理に努める。
	市有林の広葉樹植栽を推進する。
	森林経営管理制度による私有林人工林の間伐など適切な森林管理を推進する。
	市民・事業者に森林保全への意識向上のための啓蒙活動を推進する。
	未利用木材等のエネルギー材としての活用を推進する。
	輪島産木材を利用した市内住宅等の建築を促進し、輪島産木材の流通拡大を図る。
	集落周辺などの放置竹林を除去し、健全な広葉樹林へ転換する取り組みを推進する。

コラム

●我が国の森林経営の考え方とその対策の方向

森林吸収源として京都議定書上の算入の対象になるのは、全森林のうち「森林経営」されているものに限定される。我が国の森林経営の考え方については、京都議定書等に基づき、森林経営の現状等を踏まえ、育成林、天然生林について、以下のように整理。
（平成18年8月30日に条約事務局へ考え方を報告）

＜森林経営の考え方＞　　＜対策の方向＞

育成林

「森林を適切な状態に保つために1990年以降に行われる森林施業（更新（地拵え、地表かきおこし、植栽等）、保育（下刈、除伐等）、間伐、主伐）」が行われている森林

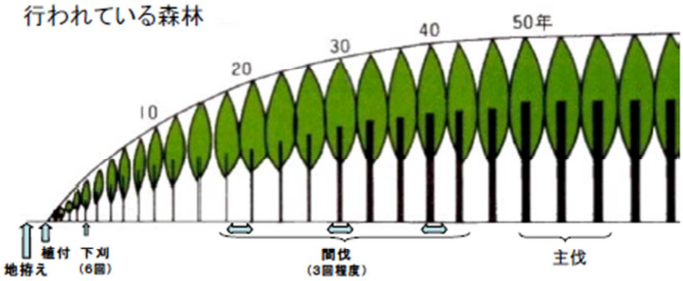

間伐等の森林整備を推進し、森林経営対象森林の割合を増やす。

天然生林

「法令等に基づく伐採・転用規制等の保護・保全措置」が講じられている森林

保安林指定を推進するなど保護・保全措置がとられている天然生林を増やす。

18

出典：農林水産省 WEB サイトより

第６章　進捗管理体制と進捗状況の公表

目標を達成するためには、計画を確実に実施・運用する必要があります。そのため、計画の推進・点検体制を整備するとともに、職員に対する研修等を実施し、本市職員が一丸となって計画を実施・運用していきます。

1　推進体制

以下に示すような推進・点検体制を構築し、計画に掲げた行動の取り組み状況や温室効果ガス排出量を的確に把握し、評価することによって継続的に改善していきます。

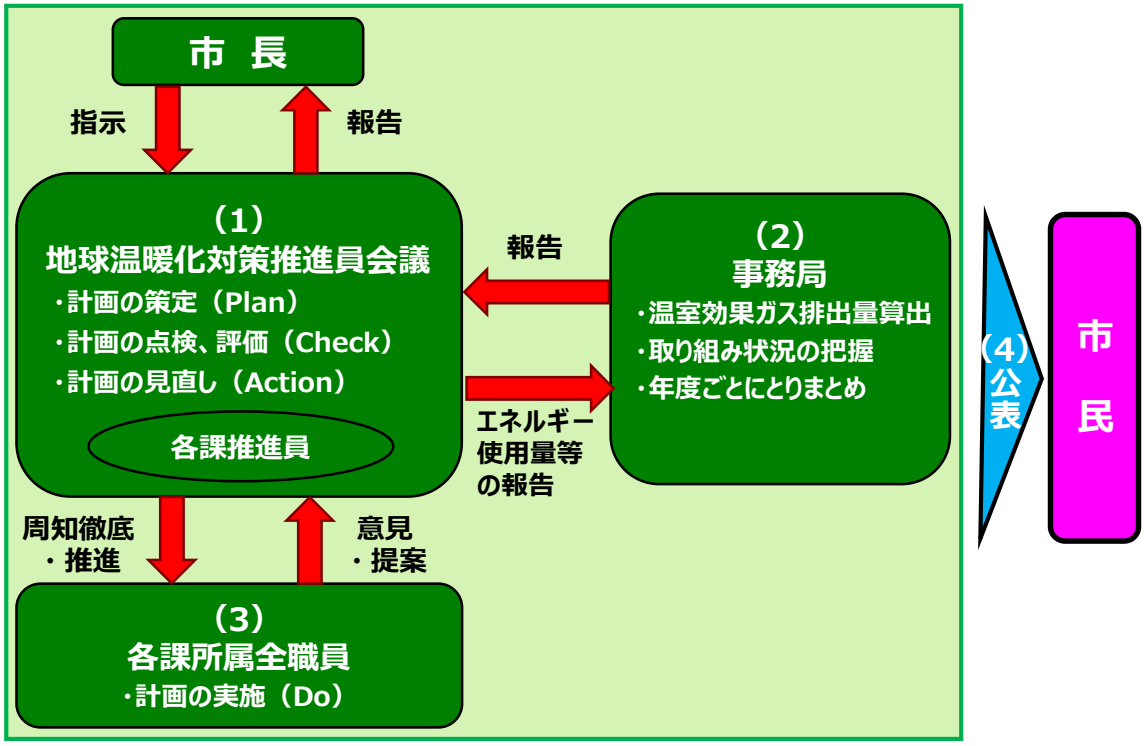

（1）地球温暖化対策推進会議

推進員は本市職員で構成するものとし、座長として市民生活部環境対策課長を充てます。なお、地球温暖化対策推進員会議では事務局からの報告に基づき、点検・評価を行うとともに計画の見直しを行います。

（2）事務局

事務局は市民生活部環境対策課に設置します。なお、事務局(環境対策課)は、各課(各施設)のエネルギー使用量等の報告に基づき温室効果ガス排出量を毎年度算出します。また、計画に掲げた行動の取り組み状況についても把握し、とりまとめを行っていきます。

（3）各課所属全職員

市各課（各施設）職員は、推進員の指示のもとで計画に掲げた行動を積極的に実施します。

（4）公表

事務局は市長の承認を得て、温室効果ガス排出量、目標の達成状況など計画の実施状況をホームページ等で公表していきます。

2　点検・評価・見直しの手法

計画の実施状況の点検・評価・見直しの方法は以下に示すとおりであり、毎年度、本市から排出される温室効果ガス量を把握するとともに、計画に掲げた行動の取り組み状況や目標の達成状況等を確認していきます。

温室効果ガス排出量の把握

各課の担当者は月毎に燃料、電気等の使用量を把握し、6ヶ月毎に事務局へ報告します。事務局はその報告に基づいて温室効果ガス排出量を算出し把握するとともに、必要により関係課及び各課に対策の検討を依頼する。

計画に掲げた行動の取り組み状況の把握

計画に掲げた行動に対する実施状況は、定期的にアンケートを行うことにより把握します。

3　職員に対する研修等

目標を達成できるか否かは本市職員の一人ひとりの意識が重要となります。そのため、職員に対する研修の実施、環境情報の提供によって、職員の意識の高揚を図り、計画の円滑な推進を目指します。

第４次輪島市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）
令和５年３月改定
輪島市市民生活部環境対策課
〒928-8525　石川県輪島市二ツ屋町２字 29 番地
TEL：0768-23-1853
FAX：0768-23-1153
Email：kankyou@city.wajima.lg.jp

《参考資料》

輪島市地球温暖化対策推進員設置要領

（設置目的）

第１条　本市の実施する事務・事業における「温室効果ガスの排出量の削減」と「温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化」に取り組むため「輪島市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の策定及び計画推進に関する調査・検討などを行うことを目的として「輪島市地球温暖化対策推進員」を設置する。

（所掌事務）

第２条　推進員の所掌事務は次のとおりとする。

（１）推進員の属する部署が所管する市有施設の事務・事業における活動項目及び活動量の現況把握、及びその方法の検討

（２）温室効果ガス排出量の削減に向けての各部署の取組み項目の検討及び推進

（３）温室効果ガス排出量の削減に向けての各部署の目標の検討及び推進

（４）活動期間における各部署所管の事務・事業により発生する温室効果ガス排出量の算定に必要とされる電気・燃料等の使用実績等の報告

（５）その他、温室効果ガス排出量の削減に関すること

（推進員構成等）

第３条　推進員は、各所属課などから各１名選出した者により組織するものとする。

２　推進員に座長を置き、市民生活部環境対策課長をこれに充てる。

３　座長に事故あるときは、座長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

（事務局）

第４条　推進員の事務局は、市民生活部環境対策課に置く。

（補　則）

第５条　この要領に定めるもののほか、推進員の運営に関し必要な事項は座長が別に定める。

附　則

この要領は、平成 13 年９月４日から施行する。

附　則

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

輪島市事務・事業対象施設一覧表

《参考資料》

No.	対象施設	所管部署
1	輪島市役所	輪島市総務部 監理課
2	輪島市役所西保出張所	
3	輪島市西保コミュニティセンター	
4	輪島市役所町野支所	
5	輪島市町野多目的集会施設	
6	輪島市役所三井出張所	
7	輪島市三井基幹集落センター	
8	輪島市役所南志見出張所	
9	三角州公衆便所	
１０	輪島綜合自動車学校	
１１	市立輪島病院南志見診療所	
１２	阿岸分団センター	輪島市総務部 防災対策課
１３	浦上分団センター	
１４	大屋分団センター	
１５	河原田分団センター	
１６	黒島分団センター	
１７	鵠巣分団センター	
１８	剱地分団センター	
１９	南志見分団センター	
２０	七浦分団センター	
２１	西保分団センター	
２２	本郷分団センター	
２３	町野分団センター	
２４	三井分団センター	
２５	諸岡分団センター	
２６	門前分団センター	
２７	輪島分団(鳳至)器具置場	
２８	輪島分団(舳倉島)器具置場	
２９	輪島市有害鳥獣処理施設	輪島市産業部 農林水産課
３０	かやぶきの郷コミュニティ施設	
３１	輪島市ふるさと体験実習館	
３２	輪島市門前林業センター	
３３	輪島塗会館	輪島市産業部 漆器商工課
３４	馬場崎交流サロン 語馬処	
３５	鳳至上町第2交流サロン 千舟蔵 ※R5.4.1～「交流サロン千舟蔵」に名称変更	
３６	鳳至町上町交流サロン いろは蔵	
３７	わいち交流サロン どっこら処	
３８	輪島市工房長屋 ※R5.4.1～「輪島工房長屋」に名称変更	
３９	輪島市マリンタウン交流拠点施設（輪島キリコ会館）	輪島市産業部 観光課
４０	輪島ドラマ記念館（朝市交流施設）	
４１	上大沢公衆便所	
４２	輪島市足湯施設「湯楽里」	
４３	輪島市千枚田レストハウス	
４４	輪島市袖ヶ浜キャンプ場	

輪島市事務・事業対象施設一覧表

《参考資料》

No.	対象施設	所管部署
４５	輪島駅ふらっと訪夢	輪島市産業部 観光課
４６	永井豪記念館	
４７	輪島市マリンタウン観光交流施設	
４８	輪島市水防活動拠点施設	輪島市建設部 土木課
４９	一本松総合運動公園	輪島市建設部 まちづくり推進課
５０	観音町地域交流センター（観音町修養館）	
５１	鳳来山公園	
５２	マリンタウン子どもの広場	
５３	輪島市健康ふれあい広場	
５４	輪島市マリンタウンボートパーク	
５５	河井浜公衆便所	
５６	介護予防拠点施設ふれあいプラザ鵠巣	輪島市健康福祉部 福祉課
５７	介護予防拠点施設ふれあいプラザ曽々木	
５８	介護予防拠点施設ふれあいプラザ二勢	
５９	輪島市立河原田保育所	輪島市健康福祉部 子育て健康課
６０	輪島市立くしひ保育所	
６１	輪島市立鵠巣保育所	
６２	輪島市立南志見保育所	
６３	輪島市立鳳来保育所	
６４	輪島市立松風台保育所	
６５	輪島市立三井保育所	
６６	輪島市ふれあい健康センター	
６７	輪島市子育て支援センター	
６８	輪島市児童センター	
６９	輪島市もんぜん児童館	
７０	大屋児童クラブ	
７１	輪島クリーンセンター（埋立処分場）	輪島市市民生活部 環境対策課
７２	輪島クリーンセンター（焼却処理場）※R4.12.30で廃止	
７３	輪島クリーンセンター宅田分場	
７４	鴨ヶ浦公衆便所	
７５	曽々木シーサイドパーク公衆便所	
７６	袖ヶ浜海水浴場	
７７	東馬場町公衆便所	
７８	光浦ポケットパーク公衆便所	
７９	舳倉島野鳥観察施設	
８０	窓岩ポケットパーク公衆便所	
８１	琴ヶ浜海水浴場	
８２	琴ヶ浜泣き砂パーク公衆便所	
８３	輪島市合葬式墓所	
８４	水道事業施設（輪島浄水場給水区域）	輪島市上下水道局
８５	水道事業施設（地原浄水場給水区域）	
８６	町野広域簡易水道施設	
８７	舳倉島簡易水道施設	
８８	西円山飲料水供給施設	

輪島市事務・事業対象施設一覧表

《参考資料》

No.	対象施設	所管部署
８９	門前水質管理センター（関連施設含む）	輪島市上下水道局
９０	輪島市浄化センター（関連施設含む）	
９１	剱地浄化センター（関連施設含む）	
９２	美谷地区農業集落排水施設	
９３	洲衛地区農業集落排水施設	
９４	本郷第1地区農業集落排水施設	
９５	阿岸第1地区農業集落排水施設	
９６	皆月地区漁業集落排水施設	
９７	あすなろ公園	輪島市門前総合支所 地域整備課
９８	輪島市浦上健康増進広場（水車小屋、四阿）	
９９	門前深見地区公衆便所	
１００	道下農村公園	
１０１	南農村公園	
１０２	輪島市門前保健センター	輪島市門前総合支所 地域生活課
１０３	輪島市門前小規模ケア付老人住宅ふれあいの家	
１０４	輪島市七浦基幹集落センター	輪島市門前総合支所 地域振興課
１０５	輪島市役所門前総合支所	
１０６	能登・門前ファミリーイン ビュー・サンセット	
１０７	門前地域産物販売施設（道の駅赤神）	
１０８	輪島市門前ふるさと集いの館（そば禅）	
１０９	輪島市門前モータースポーツ公園	
１１０	猿山灯台娑婆捨公衆便所	
１１１	皆月青少年旅行村キャンプ場	
１１２	禅の里広場観光案内所	
１１３	門前じんのびの湯	
１１４	櫛比の庄駐車場公衆便所	
１１５	門前簡易宿泊施設ベジタブル・ビレッジ	
１１６	輪島市門前交流促進センター 夕陽	
１１７	輪島市門前森林学習ハウス	
１１８	輪島市門前まんだら村管理棟	
１１９	門前高等学校生徒宿舎	
１２０	輪島市漆の里広場	輪島市教育委員会 文化課
１２１	輪島市櫛比の庄禅の里交流館	
１２２	輪島市黒島天領北前船資料館	
１２３	輪島市天領黒島角海家	
１２４	輪島市農民研修センター	
１２５	輪島市文化会館	
１２６	能登平家の郷松尾家	
１２７	三蛇山公園	
１２８	石川県輪島漆芸美術館	
１２９	上町小公園	輪島市教育委員会 生涯学習課
１３０	介護予防拠点施設ふれあいプラザ河原田	
１３１	町野公園	
１３２	南町子供の広場	

輪島市事務・事業対象施設一覧表

《参考資料》

No.	対象施設	所管部署
１３３	輪島市阿岸コンベンションホール	輪島市教育委員会 生涯学習課
１３４	輪島市大屋コミュニティセンター	
１３５	輪島市黒島コミュニティセンター	
１３６	輪島市女性センター	
１３７	輪島市総合体育館	
１３８	輪島市ソフトボール場	
１３９	輪島市剱地多目的集会施設	
１４０	輪島市七浦コミュニティセンター	
１４１	輪島市農村環境改善センター	
１４２	輪島市農村ふれあい広場	
１４３	輪島市光浦多目的集会施設	
１４４	輪島市鳳至体育センター	
１４５	輪島市本郷農林漁家高齢者センター	
１４６	輪島市三井スキー場　管理棟	
１４７	輪島市港コミュニティセンター	
１４８	輪島市諸岡コミュニティセンター	
１４９	輪島市門前会館	
１５０	輪島市立阿岸公民館	
１５１	輪島市立浦上公民館	
１５２	輪島市立大屋公民館	
１５３	輪島市立河原田公民館	
１５４	輪島市立黒島公民館	
１５５	輪島市立鵠巣公民館	
１５６	輪島市立中央公民館	
１５７	輪島市立剱地公民館	
１５８	輪島市立図書館 町野分館	
１５９	輪島市立南志見公民館	
１６０	輪島市立七浦公民館	
１６１	輪島市立西保公民館	
１６２	輪島市立鳳至公民館	
１６３	輪島市立本郷公民館	
１６４	輪島市立町野公民館	
１６５	輪島市立三井公民館	
１６６	輪島市立港公民館	
１６７	輪島市立諸岡公民館	
１６８	輪島市立門前公民館	
１６９	輪島市立老人福祉センター	
１７０	輪島市立輪島公民館	
１７１	輪島市立門前図書館	
１７２	緑の健康広場（ゲートボール場）	
１７３	輪島市一本松ゲートボール場	
１７４	輪島市立図書館	
１７５	輪島市輪島武道館	
１７６	輪島市輪島野球場	

輪島市事務・事業対象施設一覧表

《参考資料》

No.	対象施設	所管部署
１７７	石川県輪島水泳プール（輪島市町野水泳プール）	輪島市教育委員会 生涯学習課
１７８	輪島市町野グラウンドゴルフ場	
１７９	輪島市町野ゲートボール場	
１８０	輪島市町野テニスコート	
１８１	輪島市町野野球場	
１８２	一本松総合運動公園市民温水プール サン・プルル	
１８３	一本松総合運動公園体育館 サン・アリーナ	
１８４	輪島市マリンタウン競技場	
１８５	輪島市門前簡易グラウンド	
１８６	輪島市門前グラウンドゴルフ場	
１８７	輪島市門前ゲートボール場	
１８８	輪島市門前健民体育館	
１８９	輪島市門前総合運動公園	
１９０	輪島市門前多目的体育館	
１９１	輪島市門前テニスコート	
１９２	輪島市門前武道館	
１９３	輪島市門前野球場	
１９４	輪島市教育研究所	輪島市教育委員会 教育総務課
１９５	輪島市立門前中学校	
１９６	輪島市地域交流施設	
１９７	輪島市立大屋小学校	
１９８	輪島市立河井小学校	
１９９	輪島市立河原田小学校	
２００	輪島市立鵠巣小学校	
２０１	輪島市立東陽中学校	
２０２	輪島市立鳳至小学校	
２０３	輪島市立町野小学校	
２０４	輪島市立三井小学校	
２０５	輪島市立門前西小学校	
２０６	輪島市立門前東小学校	
２０７	輪島市立輪島中学校	
２０８	輪島市立鳳至小学校舳倉島分校	
２０９	輪島市立輪島中学校舳倉島分校	
２１０	市立輪島病院	市立輪島病院
２１１	市立輪島病院舳倉診療所	
２１２	奥能登広域圏事務組合輪島消防署	奥能登広域圏事務組合消防本部
２１３	奥能登広域圏事務組合輪島消防署町野分署	
２１４	奥能登広域圏事務組合輪島消防署門前分署	

温室効果ガス排出量の算定における排出係数

《参考資料》

温室効果ガス	活動区分			排出係数
二酸化炭素（CO_2）	燃料の燃焼	ガソリン（kg-CO_2/ℓ）		2.32
		灯油（kg-CO_2/ℓ）		2.49
		軽油（kg-CO_2/ℓ）		2.58
		A重油（kg-CO_2/ℓ）		2.71
		液化天然ガス（LPG）（kg-CO_2/kg）		3.00
	電気の使用	電気（kg-CO_2/kWh）		事業者別に毎年公表
	一般廃棄物の焼却	廃プラスチック（kg-CO_2/t）※合成繊維の廃棄物除く		2,770
		合成繊維（kg-CO_2/t）※合成繊維に限る		2,290
メタン（CH_4）	自動車の走行（kg-CH_4/km）	ガソリン	普通・小型乗用車（定員10名以下）	0.000010
			普通・小型乗用車（定員11名以上）	0.000035
			軽乗用車	0.000010
			普通貨物車	0.000035
			小型貨物車	0.000015
			軽貨物車	0.000011
			特殊用途車	0.000035
		軽油	普通・小型乗用車（定員10名以下）	0.0000020
			普通・小型乗用車（定員11名以上）	0.000017
			普通貨物車	0.000015
			小型貨物車	0.0000076
			特殊用途車	0.000013
		ハイブリット自動車		0.0000025
	一般廃棄物の焼却（kg-CH_4/t）	准連続燃焼式焼却施設		0.077
	下水等の処理（kg-CH_4/㎥）	終末処理場		0.00088
		し尿処理施設		0.038
	し尿・雑排水の処理（kg-CH_4/人）	集落排水施設		0.59

温室効果ガス排出量の算定における排出係数

《参考資料》

温室効果ガス	活動区分			排出係数
一酸化二窒素（N_2O）	自動車の走行（kg-N_2O/km）	ガソリン	普通・小型乗用車（定員10名以下）	0.000029
			普通・小型乗用車（定員11名以上）	0.000041
			軽乗用車	0.000022
			普通貨物車	0.000039
			小型貨物車	0.000026
			軽貨物車	0.000022
		軽油	特殊用途車	0.000035
			普通・小型乗用車（定員10名以下）	0.000007
			普通・小型乗用車（定員11名以上）	0.000025
			普通貨物車	0.000014
			小型貨物車	0.000009
			特殊用途車	0.000025
		ハイブリット自動車		0.0000006
	一般廃棄物の焼却（kg-N_2O/t）	准連続燃焼式焼却施設		0.0539
	下水等の処理（kg-N_2O/㎥）	終末処理場		0.00016
		し尿処理施設		0.00093
	し尿・雑排水の処理（kg-N_2O/人）	集落排水施設		0.023
ハイドロフルオロカーボン（HFC）※	カーエアコン使用台数（kg-HFC/台・年）			0.010

※カーエアコンに封入されている代表的な種類としてHFC-134aを適用